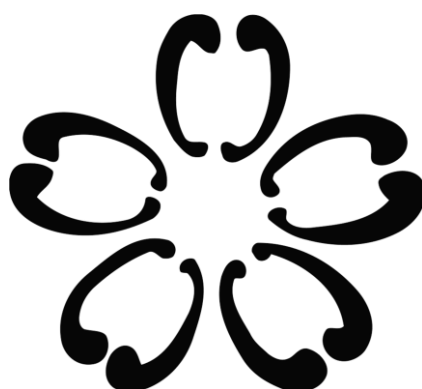


佐倉市の国民健康保険

令和6年度版

(令和5年度実績)



市民部健康保険課

財政部債権管理課



目次

1 佐倉市国民健康保険のあゆみ	- 1 -
(1) 佐倉市国民健康保険のあゆみ	- 2 -
(2) 医療費改定状況	- 14 -
2 国民健康保険運営協議会	- 17 -
(1) 佐倉市国民健康保険運営協議会	- 18 -
(2) 佐倉市国民健康保険運営協議会開催状況	- 19 -
3 被 保 険 者	- 21 -
(1) 被保険者の加入状況	- 22 -
(2) 被保険者の内訳（年間平均被保険者数）	- 22 -
(3) 外国人加入状況	- 23 -
(4) 年齢（5歳階層）別被保険者の加入状況	- 24 -
(5) 被保険者の異動状況	- 25 -
(6) 被保険者の資格異動届出状況	- 26 -
4 保 険 給 付	- 27 -
(1) 保険給付の種類	- 28 -
(2) 療養諸費の状況（療養の給付＋療養費等）	- 31 -
(3) 療養の給付の状況	- 32 -
(4) 療養の給付の内訳	- 33 -
(5) 療養費等の状況	- 39 -
(6) 高額療養費の支給状況	- 40 -
(7) 高額介護合算療養費の支給状況	- 40 -
(8) 出産育児一時金・葬祭費の支給状況	- 41 -
(9) 病類別疾病（大分類）	- 42 -
5 特定健康診査・特定保健指導等	- 45 -
(1) 特定健康診査・特定保健指導の状況	- 46 -
(2) 人間ドック助成事業の状況	- 46 -
6 保 険 財 政	- 47 -
(1) 令和5年度佐倉市国民健康保険特別会計予算（前年度比較）	- 48 -
(2) 年度別国民健康保険特別会計の決算状況	- 50 -
7 国 民 健 康 保 険 税	- 53 -
(1) 国民健康保険税の概要	- 54 -
(2) 国民健康保険税賦課割合及び保険税率状況	- 59 -
(3) 国民健康保険税の軽減世帯状況	- 60 -
(4) 国民健康保険税の収納状況 ①	- 61 -
(4) 国民健康保険税の収納状況 ②－1	- 62 -
(4) 国民健康保険税の収納状況 ②－2	- 63 -
(5) 国民健康保険税の徴収方法別収納状況	- 64 -

8 後期高齢者医療制度	- 65 -
（１）後期高齢者医療制度のあゆみ.....	- 66 -
（２）後期高齢者医療制度の加入状況	- 69 -
（３）後期高齢者医療制度保険料の状況.....	- 70 -
（４）年度別後期高齢者医療特別会計の決算状況	- 71 -
（５）保健事業の状況.....	- 72 -

1 佐倉市国民健康保険のあゆみ

(1) 佐倉市国民健康保険のあゆみ

年月	事 項
昭和	
29. 3	町村合併により市制発足 (佐倉町・臼井町・志津村・根郷村・和田村・弥富村の 2 町 4 村を合併し佐倉市となる) 臼井町・志津村・和田村が実施していた国民健康保険及び昭和 27 年開設された志津診療所を佐倉市が引継ぎ「佐倉市国民健康保険」発足、国民健康保険課を設置し、庶務係、徴収係、給付施設係の 3 係体制となる
10	佐倉地区国民健康保険事業開始
30. 1	根郷・弥富地区事業開始により全市完全実施となる
3	旭村馬渡地区佐倉市に編入(既実施)
7	無医地区であり交通事情が悪い和田地区に国保和田診療所開設
11	機構改革により民生課国民健康保険係となる
32. 1	四街道町千代田地区編入 (既実施)
33. 4	保険衛生課国民健康保険係となる
34. 3	佐倉市国民健康保険条例制定 昭和 29 年佐倉市条例第 16 号佐倉市国民健康保険条例は廃止 給付割合：世帯主、世帯員 5 割、助産費：1,000 円、葬祭費：1,000 円
4	国民年金制度発足
7	佐倉市国民健康保険税条例制定 昭和 29 年佐倉市条例第 17 号 佐倉市国民健康保険税条例は廃止
36. 4	国民健康保険が全国に普及し、国民皆保険が達成
37. 4	佐倉市育児手当 200 円を支給 (6ヶ月間)
38. 10	佐倉市国民健康保険世帯主 7 割給付実施
39. 1	地方税法の改正により低所得者の保険税軽減措置の適用開始
41. 7	佐倉市条例第 19 号佐倉市国民健康保険特別会計 財政調整基金条例制定
43. 3	佐倉市国保直営志津診療所改築
4	佐倉市の人口 5 万人に

年月	事 項
45. 4	保険税納期を 4 月、7 月、10 月、1 月から 4 月、8 月、10 月、1 月に改正
12	佐倉市民憲章制定
46. 3	佐倉市新市庁舎落成
4	佐倉市機構改革により部制施行 「民生部」に編入され「保険衛生課」となり、 国民健康保険係・予防係の 2 係を設置
10	佐倉市全世帯員に 7 割給付実施 佐倉市満 70 才以上の国民健康保険の被保険者に対して 10 割給付実施
47. 10	佐倉市社会保険の被扶養者となっている 70 才以上の老人の医療費自己負担額を市が助成
48. 1	老人福祉法の一部改正により老人医療費支給制度実施
49. 1	佐倉市老人医療費の範囲を 65 才以上 70 才未満のねたきり老人等に広げる
4	佐倉市高額療養費支給制度を実施、自己負担限度額 30,000 円とする 佐倉市重度心身障害者の医療費を助成
49. 5	和田診療所改築
50. 4	韓国人、朝鮮人、中国人を被保険者とする
10	高額療養費の法定給付実施、診療報酬全国決済制度実施
51. 8	高額療養費の自己負担限度額 39,000 円に改定
52. 4	佐倉市国民健康保険税の擬制世帯主課税廃止 佐倉市国民健康保険税関係電算化(民間委託)
53. 4	佐倉市育児手当支給を廃止 志津出張所新庁舎へ移転
53. 10	健康管理センターオープン
54. 4	佐倉市国民健康保険高額療養費資金貸付条例制定
5	国立佐倉病院移転診療開始
9	休日夜間急病診療所健康管理センター内に開設

年月	事 項
55. 3	国保和田診療所休診
4	佐倉市資格関係電算化(民間委託)
	佐倉市人口 10 万人を突破(県内 12 番目)
56. 4	佐倉市レセプト関係電算化(民間委託)
6	周辺の医療機関増による患者の減少、建物の老朽化、医師確保困難により 国保和田診療所廃止
11	佐倉市医療費通知を開始
57. 9	高額療養費の自己負担限度額 45,000 円に改定
58. 1	高額療養費の自己負担限度額 51,000 円に改定
2	「老人保健法」施行 老人医療費拠出金加入者按分率 50.0%
4	機構改革により「市民部」に編入 国保年金課となり国民健康保険係、国民年金係の 2 係が設置 予防係、保健指導係は保健衛生課として「福祉部」に編入
59. 5	国保志津診療所廃止
10	退職者医療制度創設
11	臼井・千代田出張所開所
60. 4	千葉県国民健康保険団体連合会高額医療費共同事業開始 国民健康保険係が資格給付係、保険税係に分かれ国保年金課 3 係体制 健康管理センター志津分室開所
61. 4	外国人登録者全員に佐倉市国民健康保険適用 国民健康保険運営協議会委員構成変更 被用者代表 1 名が加わる 5 人未満法人事業所への健保等の適用拡大
5	高額療養費の自己負担限度額 54,000 円に改定
6	診療報酬全国決済制度完成

年月	事 項
62. 3	国保中央会総会国保 3%推進運動の展開等を宣言 1 保険料(税)の収納率を 1%以上引上げること 2 医療費適正化対策により医療費を 1%以上引下げること 3 保健施設活動を推進するため保健施設費として保険料(税)の 1%以上を確保すること
4	佐倉市 65 才以上の老人に、はり・きゅう・マッサージ等の施術費の一部を助成 (福祉課)
63. 4	1~2 人法人事業所への健保等の適用拡大 佐倉市国保税自前電算処理開始 罰則を条例化
6	保険基盤安定制度の創設
平成 元. 6	高額療養費の自己負担限度額 57,000 円に改定
2. 4	老人医療費拠出金加入者按分率 100%に改定 在宅福祉 10 カ年事業、「ねたきり老人ゼロ作戦」の展開等の高齢者保健福祉 推進 10 カ年戦略を決定
3. 4	佐倉市保険税納期 4 期から 6 期に改正(4 月、7 月、9 月、11 月、1 月、2 月) 佐倉市が千葉県国保連印旛支部支部長となる(平成 3 年度~4 年度の2年間)
5	高額療養費の自己負担限度額 60,000 円に改定
9	東邦大学附属佐倉病院オープン
11	佐倉市人口 15 万人を突破(県内 9 番目)
4. 4	事務費国庫負担金のうち職員給与費相当分及び助産費補助金が一般財源化
5. 4	事務費負担金の一部(賃金、負担金、委託料)一般財源化
5	高額療養費の自己負担限度額 63,000 円に改定
6. 10	助産費から出産育児一時金に、移送に係る給付が現物給付から現金給付に 入院時食事療養費の創設
7. 9	未納者対策として短期保険証を交付 (3 ケ月・6 ケ月)
8. 6	高額療養費の自己負担限度額 63,600 円に改定

年月	事 項
8. 7	入院時食事療養費標準負担額: 650 円を 760 円、450 円を 650 円、300 円を 500 円に改定
9. 9	外来の薬剤に係る一部負担金の導入
10. 4	機構改革により資格給付係・保険税係を事業給付係・資格管理係・徴収係に
11	医療費通知に医療機関名を入れる
12. 4	未納者対策として被保険者資格証明書を交付 介護保険制度の開始 佐倉市保険税納期 6 期から 8 期に改正 (7 月、8 月、9 月、10 月、11 月 12 月、1 月、2 月)
13. 1	高額療養費の自己負担限度額の改正 ・自己負担の限度額に上位所得者の区分を新設 ・医療費に応じた自己負担額を加算 一般世帯: 63,600 円 + (医療費 - 318,000 円) × 1% 上位所得者: 121,800 円 + (医療費 - 609,000 円) × 1% 市民税非課税世帯: 35,400 円 ・入院時の食事代の自己負担額の改正 標準負担額 760 円を 780 円に変更、市民税非課税世帯等は変更なし 海外療養費の創設 住所地特例の拡大 老人保健で医療を受けるときの一部負担金の改正 ・自己負担が定率 1 割負担 ・高額医療費支給制度の創設
14. 4	機構改革により老人医療を市民部に編入し、健康保険課となり、 全庁スタッフ制の導入により給付管理班・資格課税班・収納班・老人医療班とする
10	高額療養費の自己負担限度額の改正 ・医療費に応じた自己負担額の変更 一般世帯: 72,300 円 + (医療費 - 361,500 円) × 1% 上位所得者: 139,800 円 + (医療費 - 699,000 円) × 1% 市民税非課税世帯: 35,400 円 (変更なし) ・同じ世帯で 12 ヶ月間に 4 回以上、高額療養費の支給を受ける場合、 4 回目からは限度額が変更 ※多数該当 一般世帯: 40,200 円 上位所得者: 77,700 円 市民税非課税世帯: 24,600 円 老人医療対象年齢の引上げ (70 歳以上から 75 歳以上へ)

年月	事 項
15. 4	高額療養費の自己負担限度額の改正 - 医療費に応じた自己負担額の変更 一般世帯：72,300 円＋（医療費－241,000 円）×1% 上位所得者：139,800 円＋（医療費－466,000 円）×1% 市民税非課税世帯：35,400 円（変更なし） 退職者医療制度の負担割合の変更 - 退職者本人 2 割、扶養家族入院 2 割を 3 割に変更
16. 3	聖隷佐倉市民病院オープン
18. 10	老人保健制度・高齢受給者医療制度の一部負担割合の変更 一定以上所得がある方の負担割合が 2 割から 3 割に 出産育児一時金の額の変更〔30 万円から 35 万円〕 高額療養費の自己負担限度額の改正 - 医療費に応じた自己負担額の変更 70 歳未満の方 一般世帯：80,100 円＋（医療費－267,000 円）×1% 上位所得者：150,000 円＋（医療費－500,000 円）×1% 市民税非課税世帯：35,400 円（変更なし） 70 歳以上の方（外来（個人単位）） 一般世帯：12,000 円（変更なし） 一定以上所得者：44,400 円 市民税非課税世帯：8,000 円（変更なし） 70 歳以上の方（外来+入院（世帯単位）） 一般世帯：44,400 円 一定以上所得者：80,100 円＋（医療費－267,000 円）×1% 市民税非課税世帯：15,000 円（Ⅰ）（変更なし） 24,600 円（Ⅱ）（変更なし） - 多数該当の限度額が変更 70 歳未満の方 一般世帯：44,400 円 上位所得者：83,400 円 市民税非課税世帯：24,600 円（変更なし） 70 歳以上の方 一定以上所得者：44,400 円

年月		事 項
19.	4	70 歳未満の被保険者の入院等に係る現物給付化の実施 「限度額適用認定証」を医療機関の窓口に提示することにより、入院時の窓口での支払が自己負担限度額までとなる
	10	国民健康被保険者証のカード化
20.	4	老人保健制度が改められ、「後期高齢者医療制度」が創設される 退職者医療制度が改められ、該当年齢が 75 歳未満から 65 歳未満に変更 葬祭費の額の変更〔10 万円から 5 万円〕 3 歳から義務教育就学前までの子どもの窓口負担割合が、3 割から 2 割へ 70 歳から 74 歳の方の窓口負担の割合について、1 割に据え置き (すでに 3 割負担の現役並み所得の方を除く) 特定健康診査・特定保健指導が実施される 高額医療・高額介護合算療養費制度が創設される 老人医療班から、高齢者医療班へ改称
	10	65 歳から 74 歳までの世帯の国民健康保険税の年金からの特別徴収開始
21.	1	出産育児一時金の額の変更:産科医療補償制度に加入する医療機関等で分娩した場合 3 万円を上限として加算〔35 万円→38 万円〕
	4	70 歳から 74 歳の方の窓口負担の割合について、1 割に据え置き (すでに 3 割負担の現役並み所得の方を除く) 佐倉市が千葉県国保連印旛支部支部長となる(平成 21 年度～22 年度の 2 年間) 診療報酬明細書(レセプト)の電子化開始
	10	出産育児一時金の額の変更(緊急少子化対策:平成 22 年度末までの暫定措置 (平成 23 年度から恒久措置となった)として 4 万円引き上げ)〔38 万円→42 万円〕 出産育児一時金の医療機関等への直接支払い制度の導入
	12	高額療養費特別支給金を支給(75 歳到達月における自己負担額特例に係る遡及)
22.	4	介護納付金課税額の課税限度額の引き上げ〔9 万円から 10 万円に〕 非自発的失業者(特例対象被保険者等)の保険税の負担軽減措置

年月	事 項
22. 4	低所得者に対する保険税の軽減割合拡大(6割・4割 → 7割・5割・2割軽減) 高校生以下世代に対する資格証明書から短期被保険者証への切替え実施(国が実施した7月からの措置より前倒にて実施) 70歳から74歳までの窓口負担割合を1割に据置き(現役並み所得は3割)延長 組織改正により、資格部門を給付管理班へ統合し、資格給付班と改称 課税部門は、保険税班へ統合
5	国保広域化推進を規程した改正国民健康保険法施行
8	組織改正により、保険税班(国民健康保険税賦課・徴収事務)を税務部に移管 また、資格給付班の資格部門と給付管理部門を分割し、給付管理班、国保資格班とそれぞれ改称
23. 3	3月11日東日本大震災発生、東北地方を中心に東日本全域に甚大な被害をもたらした 佐倉市においても住宅の全半壊など大きな被害があった
4	基礎課税(医療分)限度額を3万円引上げ(47万円から50万円に) 後期高齢者支援金等課税(後期支援分)限度額を1万円引上げ(12万円から13万円に) 70歳から74歳までの窓口負担割合を1割に据置き(現役並み所得は3割)延長
24. 4	基礎課税(医療分)限度額を1万円引上げ(50万円から51万円に) 後期高齢者支援金等課税(後期支援分)限度額を1万円引上げ(13万円から14万円に) 介護納付金課税(介護分)限度額を2万円引上げ(10万円から12万円に) 70歳から74歳までの窓口負担割合を1割に据置き(現役並み所得は3割)延長 70歳未満の被保険者の外来に係る現物給付化の実施 「限度額適用認定証」を医療機関の窓口に提示することにより、外来時の窓口での 支払が自己負担限度額までとなる 人間ドックの経費の2分の1以内の額で、1万円を上限に助成を開始する
7	住民基本台帳法改正に伴う、外国人住民の国民健康保険適用変更 電子計算システムの全面刷新
10	被保険者証と高齢受給者証を一体化 被保険者証の更新を8月とし、有効期限を翌年9月末から翌年7月末に変更 短期被保険者証の有効期限を翌年3月末から翌年1月末に変更

年月	事 項
25. 4	70 歳から 74 歳までの窓口負担割合を 1 割に据置き(現役並み所得は 3 割)延長 組織改編に伴い、国保資格班と給付管理班を統合し、資格給付班と改称 国民健康保険税(普通徴収)のコンビニ収納を開始 特定継続世帯に係る平等割の 4 分 1 を軽減 (特定世帯に該当後 5 年間継続後の軽減制度) 特定同一世帯所属者に係る軽減判定所得の算定の特例が恒久化
26. 4	組織改正により、課税業務を課税課から健康保険課に移管 課税業務の移管により、管理班、資格課税班、保険給付班に改編 低所得世帯の保険税額の軽減基準を変更(5 割軽減・2 割軽減の対象世帯拡大) 70 歳から 74 歳までの窓口負担割合を 1 割に据置く措置を解除(1 割→2 割) ※平成 26 年度に 70 歳になる方から 2 割負担(現役並み所得者を除く) ※特例措置として平成 26 年 4 月 1 日までに 70 歳の誕生日を迎えた被保険者は 75 歳 になるまで 1 割負担(現役並み所得者を除く)
27. 1	70 歳から 74 歳までの窓口負担割合の判定において、「旧ただし書所得による判定」を追 (平成 27 年 2 月 1 日以降新たに 70 歳となる国保加入者がいる世帯における負担割合判 定において、旧ただし書所得の合計額が 210 万円以下の場合に 2 割の判定) 高額療養費の自己負担限度額の改正 医療費に応じた自己負担額の変更(70 歳未満・3 区分を 5 区分に変更) ア:252,600 円+(医療費-842,000 円)×1% (4 回目以降 140,100 円) イ:167,400 円+(医療費-558,000 円)×1% (4 回目以降 98,000 円) ウ: 80,100 円+(医療費-267,000 円)×1% (4 回目以降 44,400 円) エ: 57,600 円 (4 回目以降 44,400 円) オ: 35,400 円 (4 回目以降 24,600 円) 出産育児一時金の額の変更:産科医療保障制度相当額を 3 万円から 1.6 万円に変更 産科医療保障制度未加入の場合は、39 万円から 40.4 万円に変更
27. 3 4	退職者医療制度の経過措置を終了 後期高齢者支援金等課税(後期支援分)限度額を 2 万円引上げ(14 万円から 16 万円に) 介護納付金課税(介護分)限度額を 2 万円引上げ(12 万円から 14 万円に) 低所得世帯の保険税額の軽減基準を変更(5 割軽減・2 割軽減の対象世帯拡大)
28. 1	脳ドックの経費の 2 分の 1 以内の額で、1 万円を上限に助成を開始する

年月	事 項
28. 4	入院時の食事代の自己負担額の改正 ・ 標準負担額 260 円を 360 円に変更、市民税非課税世帯等は変更なし 基礎課税(医療分)限度額を 1 万円引上げ(51 万円から 52 万円に) 介護納付金課税(介護分)限度額を 2 万円引上げ(14 万円から 16 万円に) 低所得世帯の保険税額の軽減基準を変更 (5 割軽減・2 割軽減の対象世帯拡大)
29. 4	基礎課税(医療分)限度額を 2 万円引上げ(52 万円から 54 万円に) 後期高齢者支援金等課税(後期支援分)限度額を 2 万円引上げ(17 万円から 19 万円) 低所得世帯の保険税額の軽減基準を変更 (5 割軽減・2 割軽減の対象世帯拡大)
8	70 歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額の改正 外来 (個人単位) 一般世帯 : 14,000 円 一定以上所得者 : 57,600 円 市民税非課税世帯 : 8,000 円 (変更なし) 市民税非課税世帯 : 8,000 円 (変更なし) 外来+入院 (世帯単位) 一般世帯 : 57,600 円 <多数該当 : 44,400 円> 一定以上所得者 : 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% (変更なし) <多数該当 : 44,400 円> 市民税非課税世帯 : 15,000 円 (Ⅰ) (変更なし) 24,600 円 (Ⅱ) (変更なし)
30. 4	都道府県単位とした国民健康保険の広域化を実施 低所得世帯の保険税額の軽減基準を変更 (5 割軽減・2 割軽減の対象世帯拡大)
30. 8	70 歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額の改正 外来 (個人単位) 一定以上所得者 (Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ) : 外来+入院 (世帯単位) と同じ 一般世帯 : 18,000 円 市民税非課税世帯 : 8,000 円 (Ⅰ・Ⅱ) (変更なし) 外来+入院 (世帯単位) 一定以上所得者Ⅲ : 252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1% <多数該当 : 140,100 円> 一定以上所得者Ⅱ : 167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1% <多数該当 : 93,000 円> 一定以上所得者Ⅰ : 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% (変更なし) <多数該当 : 44,400 円> (変更なし) 一般世帯 : 57,600 円 <多数該当 : 44,400 円> (変更なし) 市民税非課税世帯 : 15,000 円 (Ⅰ) (変更なし) 24,600 円 (Ⅱ) (変更なし)

年月		事 項
令和 31.	4	基礎課税(医療分)限度額を 4 万円引上げ(54 万円から 58 万円に) 低所得世帯の保険税額の軽減基準を変更(5 割軽減・2 割軽減の対象世帯拡大)
	2.	4
		基礎課税(医療分)限度額を 3 万円引上げ(58 万円から 61 万円に) 低所得世帯の保険税額の軽減基準を変更(5 割軽減・2 割軽減の対象世帯拡大) 被用者保険旧被扶養者に係る減免の適用月数を一部変更 (均等割・平等割の減免を適用開始後 24 か月に)
	6	新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる被用者に対し傷病手当金の支給を開始
	7	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者について国民健康保険税の減免申請の受付を開始
	3.	4
		税制改正に伴い、低所得世帯の国民健康保険税額の軽減基準が変更 基礎課税(医療分)限度額を 2 万円引上げ(61 万円から 63 万円に) 介護納付金課税(介護分)限度額を 1 万円引上げ(16 万円から 17 万円に)
	7	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者について国民健康保険税の減免申請の受付を開始
	4.	1
		出産育児一時金の額の変更:産科医療保障制度相当額を 1.6 万円から 1.2 万円に変更 産科医療保障制度未加入の場合は、40.4 万円から 40.8 万円に変更
	4	未就学児(小学校入学前)の均等割額の軽減を開始
	7	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者について国民健康保険税の減免申請の受付を開始
	10	高額療養費申請手続き簡素化を開始
	5.	4
		基礎課税(医療分)限度額を 2 万円引上げ(63 万円から 65 万円に) 後期高齢者支援金等課税(後期支援分)限度額を 1 万円引上げ(19 万円から 20 万円に) 低所得世帯の保険税額の軽減基準を変更(5 割軽減・2 割軽減の対象世帯拡大) 出産育児一時金の額の変更:8 万円引上げ〔42 万円→50 万円〕 産科医療保障制度未加入の場合は、40.8 万円→48.8 万円に変更

年月	事 項
4	佐倉市が千葉県国保連印旛支部支部長となる(令和5年度～6年度の2年間)
6. 1	出産被保険者に係る産前産後期間の所得割額と均等割額の減額が開始
4	後期高齢者支援金等課税(後期支援分)限度額を2万円引上げ(20万円から22万円に)
	低所得世帯の保険税額の軽減基準を変更(5割軽減・2割軽減の対象世帯拡大)
6	入院時食事代の自己負担額の改正 ・標準負担額 460円を490円に変更、 - 市民税非課税世帯は210円を230円、160円を180円、100円を110円に変更
12	被保険者証の新規発行終了

(2) 医療費改定状況

年月	事 項
昭和	
18. 4	日本医師会及び日本歯科医師会の診療報酬計算規定による点数表を採用し、その点数単価を厚生大臣が告示することにした (1点単価は医科 20 銭、歯科 10 銭) 1点単価を数次にわたり改定
33. 10	新点数表(甲表、乙表及び歯科)を設定し、1点単価を 10 円に改定 医療費 8.5%引上げ 医療費 12.5%引上げ
36. 7	医療費 2.3%引上げ
12	診療報酬の地域差を撤廃し、乙地の診療報酬を甲地なみに引上げ
38. 9	医療費の緊急是正 9.5%引上げ
40. 1	薬価基準 4.5%引下げ、医師の技術料へ振替 3.0%引上げ
11	薬価基準 10.2%引下げ
42. 10	医療費(医科 7.68%, 歯科 12.65%)引上げ
12	薬価基準 5.6%引下げ
44. 1	医療費(医科 8.77%, 歯科 9.73%)引上げ
45. 2	医療費(医科 8.77%が 9.74%)引上げ
7	薬価基準約 3.0%引下げ
8	医療費(医科 13.7%, 歯科 13.7%, 調剤 6.54%)引上げ
47. 2	薬価基準約 3.9%引下げ 医療費(医科 19.0%, 歯科 19.9%, 調剤 8.5%)引上げ
49. 2	薬価基準約 3.5%(医療費の 1.5%)引下げ 医療費(医科 16.0%, 歯科 16.2%, 調剤 6.6%)引上げ
10	薬価基準 1.6%(医療費の 0.7%)引下げ
50. 1	医療費(医科 9.0%, 調剤 4.9%)引上げ
51. 4	医療費(歯科 9.6%)引上げ
8	医療費(医科 11.5%, 歯科 12.7%, 調剤 5.6%)平均 11.6%引上げ
53. 2	医療費(医科 8.4%, 歯科 5.9%, 調剤 3.8%)平均 8.1%引上げ
56. 6	薬価基準 18.6%(医療費の 6.1%)引下げ
4	薬価基準 4.9%(医療費 1.5%)引下げ
58. 1	老人区分設定
2	医療費(医科 3.0%, 歯科 1.1%, 調剤 1.0%)引上げ
59. 3	薬価基準 16.6%(医療費の 5.1%)引下げ 医療費(医科 3.5%, 歯科 2.5%, 調剤 0.2%)平均 3.3%引上げ
60. 3	薬価基準 6.0%(医療費の 1.9%)引下げ 医療費(医科 2.5%, 歯科 1.5%, 調剤 0.3%)平均 3.3%引上げ
61. 4	薬価基準 5.1%(医療費の 1.5%)引下げ 医療費(医科 3.8%, 調剤 1.7%)平均 3.4%引上げ
63. 4	薬価基準 10.2%(医療費の 2.9%)引下げ
6	医療費(歯科)1.0%引上げ

年月	事 項
平成	
元. 4	医療費（医科 0.8%，歯科 0.32%，調剤 1.50%）引上げ 薬価基準 2.7%（医療費の 0.72%）引下げ
2. 4	医療費（医科 4.0%，歯科 1.4%，調剤 1.9%）引上げ 薬価基準 9.2%（医療費の 2.7%）引下げ
4. 4	医療費（医科 5.4%，歯科 2.7%，調剤 1.9%）平均 5.0%引上げ 薬価基準 8.1%（医療費の 2.4%）引下げ
6. 4	医療費（医科 5.2%，歯科 2.3%，調剤 2.1%）平均 4.8%引上げ 薬価基準 6.6%（医療費の 2.1%）引下げ
10	医療費（医科 1.7%，歯科 0.2%，調剤 0.1%）引上げ
8. 4	医療費（医科 3.6%，歯科 2.2%，調剤 1.3%）引上げ 薬価基準 6.8%（医療費の 2.6%）引下げ
9. 4	医療費（医科 1.0%，歯科 0.3%，調剤 1.0%）引上げ 薬価基準 4.4%（医療費の 1.3%）引下げ
10. 4	医療費（医科 1.5%，歯科 1.5%，調剤 0.7%）引上げ 薬価基準 9.7%（医療費の 2.7%）引下げ
12. 4	医療費（医科 2.0%，歯科 2.0%，調剤 0.8%）引上げ 薬価基準 7.0%（医療費の 1.7%）引下げ
14. 4	医療費（医科 1.3%，歯科 1.3%，調剤 1.3%）引下げ 薬価基準 1.4%（医療費の 1.3%）引下げ
16. 4	薬価基準 1.0%引下げ
18. 4	医療費（医科 1.5%，歯科 1.5%，調剤 0.6%）引下げ 薬価基準 1.8%（薬価の 1.6 材料価格の 0.2%）引下げ
20. 4	医療費（医科 0.42%，歯科 0.42%，調剤 0.17%）引上げ 薬価基準 1.2%（薬価の 1.1 材料価格の 0.1%）引下げ
22. 4	全体改定率 0.19%〔診療報酬（本体 1.55%）、薬価等 1.36%引下げ〕 ・医療費（医科 1.74%，歯科 2.09%，調剤 0.52%）引上げ ・薬価基準 1.36%引き下げ
24. 4	全体改定率 0.00%〔診療報酬（本体 1.38%）、薬価等 1.38%引下げ〕 ・医療費（医科 1.55%，歯科 1.70%，調剤 0.46%）引上げ ・薬価基準 1.38%引き下げ
26. 4	全体改定率 0.10%〔診療報酬（本体）0.73%引上げ、薬価 0.58%引下げ〕 ・医療費（医科 0.82%，歯科 0.99%，調剤 0.22%）引上げ ・薬価基準 1.38%引き下げ
28. 4	診療報酬（本体）0.49%引上げ〔医科 +0.56% 歯科 +0.61% 調剤 +0.17%〕 ・薬価基準 1.22%引下げ 材料価格改定 0.11%引下げ
30. 4	診療報酬（本体）0.55%引上げ〔医科 +0.63% 歯科 +0.69% 調剤 +0.19%〕 ・薬価基準 1.65%引下げ 材料価格改定 0.09%引下げ
令和	
2. 4	診療報酬（本体）0.55%引上げ〔医科 +0.53% 歯科 +0.59% 調剤 +0.16%〕 ・薬価基準 0.99%引下げ 材料価格改定 0.02%引下げ
4. 4	診療報酬（本体）0.43%引上げ〔医科 +0.26% 歯科 +0.29% 調剤 +0.08%〕 ・薬価基準 1.35%引下げ 材料価格改定 0.02%引下げ

年月	事 項
令和 6 4	診療報酬（本体）0.88%引上げ〔医科 +0.52% 歯科 +0.57% 調剤 +0.16%〕 ・薬価基準 0.97%引下げ 材料価格改定 0.02%引下げ

2 国民健康保険運営協議会

(1) 佐倉市国民健康保険運営協議会

根拠法令 国民健康保険法第11条 他

根拠法令 国民健康保険法施行令第3条及び佐倉市国民健康保険条例第2条

- ① 被保険者を代表する委員 5名
- ② 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5名
- ③ 公益を代表する委員 5名
- ④ 被用者保険等保険者を代表する委員 1名

根拠法令 国民健康保険法第4条

任期3年：令和4年6月1日～令和7年5月31日

(令和5年6月1日現在)

◎会長 ○副会長

区 分	氏 名	選 出 区 分	委嘱年月日
被保険者代表	飯 島 幸 彦	一般被保険者	4. 6. 1
	近 藤 芳 弘	一般被保険者	4. 6. 1
	永山 恵美子	一般被保険者	4. 6. 1
	根 本 裕 代	一般被保険者	4. 6. 1
	松 戸 明 美	一般被保険者	4. 6. 1
保険医 又は 保険薬剤師代表	鏡 由里子	医 師	4. 6. 1
	都 祭 敦	医 師	4. 6. 1
	森 本 功	歯科医師	4. 6. 1
	寺 田 陵	歯科医師	4. 6. 1
	四方田 英二	薬 剤 師	4. 6. 1
公 益 代 表	久 保 秀 一	印旛健康福祉センター長	5. 6. 1
	◎ 覺 正 豊 和	敬愛大学教授	4. 6. 1
	日 暮 大 輔	千葉みらい農業協同組合	5. 6. 1
	井野口 綾子	佐倉商工会議所	4. 6. 1
	○ 平 川 雄 幸	学識経験者	4. 6. 1
被用者保険等 保 険 者 代 表	佐宗 由紀子	公立学校共済組合 千葉支部 事務局長	4. 6. 1

(2) 佐倉市国民健康保険運営協議会開催状況

(令和5年度)

回数	開催日	附 議 内 容
第1回	令和5年9月29日	1 佐倉市国民健康保険税条例の一部改正について ①賦課限度額の引き上げ ②産前産後における保険税の減額 ③保険税率の改定
第2回	令和6年2月21日	1 佐倉市国民健康保険人間ドック助成事業の変更に ついて (短期人間ドック助成上限額の引き上げ) 2 令和6年度佐倉市国民健康保険特別会計予算(案) について 3 佐倉市国民健康保険第3期データヘルス計画 (第4期特定健康診査等実施計画)(案)について

このページは空白です。

3 被 保 險 者

(1) 被保険者の加入状況

(各年度末現在の数値)

年度	全 市		国 保		加入割合(%)		年間平均	
	世帯数	人 口	世帯数	被保険者数	世 帯	被保険者	世帯数	被保険者数
26	75,617	177,411	29,025	49,422	38.38	27.86	29,104	50,022
27	75,451	176,976	28,555	47,889	37.85	27.06	28,913	48,892
28	76,146	176,518	27,510	45,072	36.13	25.53	28,212	46,787
29	76,805	176,059	26,675	42,999	34.73	24.42	27,206	44,160
30	77,645	175,476	26,079	41,282	33.59	23.53	26,508	42,336
元	78,329	174,695	25,556	39,945	32.63	22.87	25,875	40,693
2	78,629	173,216	25,491	39,379	32.42	22.73	25,629	39,804
3	78,763	171,747	24,941	38,097	31.67	22.18	25,385	39,021
4	79,443	171,037	24,165	36,245	30.42	21.19	24,716	37,445
5	80,035	169,930	23,121	33,998	28.89	20.01	23,758	35,309

(2) 被保険者の内訳（年間平均被保険者数）

(単位：人)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
一般	47,684	47,214	45,824	43,716	42,185	40,667	39,804	39,021	37,445	35,309
退職	2,338	1,678	963	444	151	26	0	0	0	0
計	50,022	48,892	46,787	44,160	42,336	40,693	39,804	39,021	37,445	35,309

(3) 外国人加入状況

(令和6年3月末現在)(単位:人)

	国籍	外国人登録数	国保世帯数	国保被保険数
1	アフガニスタン	831	230	509
2	中国	714	221	273
3	ネパール	303	87	123
4	ベトナム	594	115	122
5	フィリピン	579	100	117
6	韓国	297	64	75
7	スリランカ	126	46	58
8	タイ	99	40	42
9	ペルー	205	23	33
10	台湾	100	29	32
11	インドネシア	159	29	30
12	ミャンマー	136	24	25
13	ブラジル	107	19	25
14	バングラデシュ	44	14	25
15	インド	66	18	23
16	ロシア	47	12	21
17	米国	47	17	17
18	パキスタン	50	9	17
19	英国	38	12	16
20	モンゴル	27	14	15
21	ウガンダ	22	14	15
22	カナダ	22	14	14
23	トルコ	15	5	14
24	マレーシア	42	11	12
25	メキシコ	17	4	8
26	オーストラリア	8	5	5
27	モーリシャス	10	3	5
28	イラン	14	4	4
29	タンザニア	4	4	4
30	コロンビア	7	3	4
31	ウズベキスタン	16	3	3
32	ガーナ	8	3	3
33	シンガポール	8	3	3
34	ナイジェリア	6	3	3
35	スペイン	3	3	3
36	チリ	9	2	2
37	フランス	7	2	2
38	ラオス	4	2	2
39	エジプト	3	2	2
40	ドイツ	5	1	1
41	朝鮮	4	1	1
42	シリア	2	1	1
43	アルゼンチン	1	1	1
44	ベルギー	1	1	1
45	ベラルーシ	1	1	1
46	コンゴ民主共和国	1	1	1
47	フィジー	1	1	1
48	ジャマイカ	1	1	1
49	ヨルダン	1	1	1
50	キルギス	1	1	1
51	南アフリカ共和国	1	1	1
52	ウクライナ	1	1	1
53	ベネズエラ	1	1	1
	総計	4,816	1,227	1,720

(4) 年齢（5歳階層）別被保険者の加入状況

(令和6年3月末現在)

年齢階層	全 市			被保険者数			加入率
	男	女	計	男	女	計	
0～4	2,251	2,091	4,342	165	175	340	7.83
5～9	3,028	2,951	5,979	327	315	642	10.74
10～14	3,634	3,385	7,019	430	366	796	11.34
15～19	3,947	3,644	7,591	394	370	764	10.06
20～24	3,963	3,705	7,668	587	524	1,111	14.49
25～29	3,608	3,345	6,953	532	476	1,008	14.50
30～34	3,614	3,414	7,028	543	524	1,067	15.18
35～39	4,381	4,145	8,526	681	665	1,346	15.79
40～44	5,150	4,881	10,031	853	701	1,554	15.49
45～49	6,223	5,948	12,171	1,096	862	1,958	16.09
50～54	6,959	6,758	13,717	1,237	1,019	2,256	16.45
55～59	5,925	5,696	11,621	1,061	1,009	2,070	17.81
60～64	5,075	5,220	10,295	1,093	1,406	2,499	24.27
65～69	5,091	5,740	10,831	2,550	3,551	6,101	56.33
70～74	6,470	7,464	13,934	4,474	6,012	10,486	75.25
75～79	6,180	7,199	13,379			0	0.00
80～84	4,672	5,620	10,292			0	0.00
85～89	2,309	3,202	5,511			0	0.00
90～94	736	1,557	2,293			0	0.00
95～99	141	515	656			0	0.00
100～	14	79	93			0	0.00
計	83,371	86,559	169,930	16,021	17,977	33,998	20.01

(５) 被保険者の異動状況

(単位：人)

資 格 取 得							
年度	転 入	社保離脱	生保廃止	出 生	後期高齢 者離脱	その他	合 計
26	1,307	5,381	65	190	0	757	7,700
27	1,373	5,351	99	146	0	779	7,748
28	1,122	5,234	58	131	1	822	7,368
29	1,027	5,111	67	105	0	965	7,275
30	2,047	5,716	65	119	6	410	8,363
元	2,210	5,255	72	106	4	192	7,839
2	1,333	5,370	56	86	0	213	7,058
3	1,187	5,130	69	73	4	201	6,664
4	1,930	5,104	67	81	4	182	7,368
5	1,855	4,778	44	70	3	230	6,980

資 格 喪 失							
年度	転 出	社保加入	生保開始	死 亡	後期高齢 者加入	その他	合 計
26	1,503	4,646	168	295	1,555	773	8,940
27	1,223	4,781	130	340	2,010	803	9,287
28	1,105	5,632	113	293	2,245	812	10,200
29	950	4,861	124	282	2,269	861	9,347
30	1,445	4,483	104	273	2,494	1,280	10,079
元	1,766	4,535	95	253	2,016	492	9,157
2	1,217	3,981	115	259	1,690	361	7,623
3	1,163	3,802	100	285	2,284	319	7,953
4	1,355	4,247	103	260	2,835	417	9,217
5	1,455	4,269	135	277	2,746	340	9,222

(6) 被保険者の資格異動届出状況

(令和5年度)

(単位：件)

区 分	開始届	終了届	世 帯 変更届	世帯主 変更届	住 所 変更届	氏 名 変更届	合 計
4 月	743	460	27	30	83	24	1,367
5 月	440	431	16	26	78	27	1,018
6 月	394	489	21	22	70	18	1,014
7 月	436	587	24	20	46	17	1,130
8 月	407	401	14	24	58	21	925
9 月	414	417	16	25	61	16	949
10 月	507	463	18	36	54	13	1,091
11 月	382	416	17	26	71	29	941
12 月	444	427	27	22	76	24	1,020
1 月	434	385	19	24	69	10	941
2 月	367	350	20	22	67	17	843
3 月	561	485	21	26	80	18	1,191
計	5,529	5,311	240	303	813	234	12,430
平均	461	443	20	25	68	19	1,036

4 保 険 給 付

(1) 保険給付の種類

① 療養の給付

令和6年3月31日現在

ア 給付の範囲

被保険者の疾病及び負傷

イ 給付割合

義務教育就学前	義務教育就学後から 70歳未満	70歳から74歳	
		一般被保険者	現役並み所得者
8割	7割	8割	7割

②療養費

ア 給付の範囲

療養の給付を受けられなかった場合の疾病及び負傷

鍼、灸、あんま・マッサージ師の施術、柔道整復師の施術

コルセットなどの治療用補装具

イ 給付割合

義務教育就学前	義務教育就学後から 70歳未満	70歳から74歳	
		一般被保険者	現役並み所得者
8割	7割	8割	7割

③移送費

患者の移送に費用がかかったとき

※最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の旅費に基づいて算定した額の範囲での実費

④入院時食事療養費（1食あたりの標準負担額）

一般（下記以外の人）		460円
住民税非課税世帯	90日までの入院	210円
低所得者Ⅱ（70歳以上の人）※1	90日を超える入院 （過去12か月の入院日数）	160円
低所得者Ⅰ（70歳以上の人）※2		100円

※1 同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）

※2 同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の所得が一定基準以下の人
※住民税非課税世帯、低所得者Ⅰ、低所得者Ⅱの対象となる方は、医療機関に標準負担額減額認定証の提示が必要である。

⑤入院時生活療養費（標準負担額）

所得区分	1食あたりの食費	1日あたりの居住費
一般（下記以外の人）	460円（※3）	370円
住民税非課税世帯・低所得者Ⅱ	210円	370円
低所得者Ⅰ（70歳以上の人）	130円	370円

※3 医療機関によっては、420円となる場合があります。

※住民税非課税世帯、低所得者Ⅰ、低所得者Ⅱの対象となる方は、医療機関に標準負担額減額認定証の提示が必要である。

⑥高額療養費

ア 70歳未満の人の自己負担限度額（一ヶ月の自己負担限度額） 平成27年1月1日以降

区分	所得要件	自己負担限度額
ア	旧ただし書所得の合計額 901 万円超 ※4	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1% ＜多数回該当：140,100 円＞※5
イ	旧ただし書所得の合計額 600 万円超 ～901 万円以下※4	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1% ＜多数回該当：93,000 円＞※5
ウ	旧ただし書所得の合計額 210 万円超 ～600 万円以下※4	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% ＜多数回該当：44,400 円＞※5
エ	旧ただし書所得の合計額 210 万円以下※4	57,600 円 ＜多数回該当：44,400 円＞※5
オ	世帯主および国保被保険者が 住民税非課税	35,400 円 ＜多数回該当：24,600 円＞※5

※4 旧ただし書所得とは、総所得金額等から基礎控除額を控除した後の合計所得金額

※5 多数回該当とは、過去 12 か月に同じ世帯で高額療養費の支給が 4 回以上あった場合の 4 回目から適用される自己負担限度額である。

イ 70歳以上の人の自己負担限度額（一ヶ月の自己負担限度額） 平成30年8月1日以降

負担割合	区分	所得要件	自己負担限度額	
			外来(個人ごと)	入院・世帯単位
3割	現役並み所得者Ⅲ	課税所得 690 万以上	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1% ＜多数回該当：140,100 円＞※5	
	現役並み所得者Ⅱ	課税所得 380 万以上	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1% ＜多数回該当：93,000 円＞※5	
	現役並み所得者Ⅰ	課税所得 145 万円以上	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% ＜多数回該当：44,400 円＞※5	
2割	一般	現役並み所得者及び 低所得者以外	18,000 円 (年間上限額： 144,000 円)	57,600 円 ＜多数回該当 44,400 円＞※5
	低所得者Ⅱ	住民税非課税※6	8,000 円	24,600 円
	低所得者Ⅰ	住民税非課税※6		15,000 円

※5 多数回該当とは、過去 12 か月に同じ世帯で高額療養費の支給が 4 回以上あった場合の 4 回目から適用される自己負担限度額である。

※6 「低所得者」とは、世帯主および国民健康保険被保険者が住民税非課税であり、その世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに 0 円となる世帯は、「低所得者Ⅰ」、それ以外は「低所得者Ⅱ」となる。

ウ 厚生労働大臣が指定する特定疾病

人工透析が必要な慢性腎不全の人	10,000 円
上記該当の人で、70 歳未満の上位所得の人	20,000 円
先天性血液凝固因子障害の一部の人	10,000 円
血液凝固因子製剤の投与に起因する H I V 感染症の人	10,000 円

⑦高額医療・高額介護合算療養費(8月から翌年7月までの年額)

区分については、毎年7月31日時点で加入する医療保険の高額療養費の限度額区分を適用

○70歳未満の方

国民健康保険＋介護保険に加入しており、70歳未満の方がいる世帯	基準額
旧ただし書所得の合計額 901万円超※4	2,120,000円
旧ただし書所得の合計額 600万円超～901万円以下※4	1,410,000円
旧ただし書所得の合計額 210万円超～600万円以下※4	670,000円
旧ただし書所得の合計額 210万円以下※4	600,000円
住民税非課税世帯	340,000円

※4 旧ただし書所得とは、総所得金額等から基礎控除額を控除した後の合計所得金額

○70歳以上の方

負担割合	国民健康保険＋介護保険に加入しており、70歳～74歳の方がいる世帯		基準額
3割	現役並み所得者Ⅲ	課税所得 690万以上	2,120,000円
	現役並み所得者Ⅱ	課税所得 380万以上	1,410,000円
	現役並み所得者Ⅰ	課税所得 145万円以上	670,000円
2割	一般所得者	現役並み所得者及び低所得者以外	560,000円
	低所得者Ⅱ	住民税非課税※6	310,000円
	低所得者Ⅰ	住民税非課税※6	190,000円

※6 「低所得者」とは、世帯主および国民健康保険被保険者が住民税非課税であり、その世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる世帯は、「低所得者Ⅰ」、それ以外は「低所得者Ⅱ」となる。

⑧出産育児一時金 ※被保険者が出産したときに支給

産科医療補償制度に未加入の場合	488,000円
産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産の場合	500,000円

⑨葬祭費

加入されている方が亡くなられたとき	50,000円
-------------------	---------

(2) 療養諸費の状況（療養の給付＋療養費等）

（単位：人、件、円）

年 度	区 分	年間平均 被 保 数	件 数	費 用 額	1 件当たり 費 用 額	1 人当たり 費 用 額
2 6	一 般	47,684	785,255	14,994,692,427	19,095	314,460
	退 職	2,338	41,086	800,295,134	19,479	342,299
	計	50,022	826,341	15,794,987,561	19,114	315,761
2 7	一 般	47,214	798,386	16,026,070,890	20,073	339,435
	退 職	1,678	31,048	559,617,158	18,024	333,502
	計	48,892	829,434	16,585,688,048	19,996	339,231
2 8	一 般	45,824	792,696	15,685,633,313	19,788	342,302
	退 職	963	18,308	361,449,438	19,743	375,337
	計	46,787	811,004	16,047,082,751	19,787	342,982
2 9	一 般	43,716	760,720	15,435,183,613	20,290	353,079
	退 職	444	8,867	187,662,935	21,164	422,664
	計	44,160	769,587	15,622,846,548	20,300	353,778
3 0	一 般	42,185	737,530	14,736,189,002	19,980	349,323
	退 職	151	3,243	50,258,776	15,498	332,840
	計	42,336	740,773	14,786,447,778	19,961	349,264
元	一 般	40,667	709,238	14,749,025,972	20,796	362,678
	退 職	26	576	4,347,650	7,548	167,217
	計	40,693	709,814	14,753,373,622	20,785	362,553
2	一 般	39,804	629,196	14,187,175,696	22,548	356,426
	退 職	0	16	2,474,812	154,676	-
	計	39,804	629,212	14,189,650,508	22,551	356,488
3	一 般	39,021	662,956	15,391,924,982	23,217	394,452
	退 職	0	0	0	-	-
	計	39,021	662,956	15,391,924,982	23,217	394,452
4	一 般	37,445	652,996	14,754,439,543	22,595	394,030
	退 職	0	0	0	-	-
	計	37,445	652,996	14,754,439,543	22,595	394,030
5	一 般	35,309	627,375	14,374,858,175	22,913	407,116
	退 職	0	0	0	-	-
	計	35,309	627,375	14,374,858,175	22,913	407,116

(3) 療養の給付の状況

(単位：人、件、円)

年 度	区 分	年間平均 被 保 数	件 数	費 用 額	1 件当たり 費 用 額	1 人当たり 費 用 額
2 6	一 般	47,684	761,270	14,799,090,322	19,440	310,358
	退 職	2,338	39,911	792,050,766	19,845	338,773
	計	50,022	801,181	15,591,141,088	19,460	311,686
2 7	一 般	47,214	773,705	15,823,268,228	20,451	335,139
	退 職	1,678	30,156	553,434,352	18,352	329,818
	計	48,892	803,861	16,376,702,580	20,373	334,957
2 8	一 般	45,824	770,007	15,494,457,855	20,122	338,130
	退 職	963	17,789	357,489,010	20,096	371,224
	計	46,787	787,796	15,851,946,865	20,122	338,811
2 9	一 般	43,716	740,237	15,267,203,146	20,625	349,236
	退 職	444	8,675	186,347,112	21,481	419,701
	計	44,160	748,912	15,453,550,258	20,635	349,945
3 0	一 般	42,185	719,331	14,583,750,591	20,274	345,709
	退 職	151	3,190	49,917,142	15,648	330,577
	計	42,336	722,521	14,633,667,733	20,254	345,655
元	一 般	40,667	691,042	14,599,692,157	21,127	359,006
	退 職	26	562	4,236,475	7,538	162,941
	計	40,693	691,604	14,603,928,632	21,116	358,881
2	一 般	39,804	614,202	14,062,603,488	22,896	353,296
	退 職	0	14	2,450,405	175,029	-
	計	39,804	614,216	14,065,053,893	22,899	353,358
3	一 般	39,021	647,111	15,256,449,678	23,576	390,980
	退 職	0	0	0	-	-
	計	39,021	647,111	15,256,449,678	23,576	390,980
4	一 般	37,445	637,956	14,634,566,145	22,940	390,828
	退 職	0	0	0	-	-
	計	37,445	637,956	14,634,566,145	22,940	390,828
5	一 般	35,309	613,410	14,260,548,851	23,248	403,879
	退 職	0	0	0	-	-
	計	35,309	613,410	14,260,548,851	23,248	403,879

(4) 療養の給付の内訳

① 入院

(単位：件、円、%)

年 度	区 分	件 数	費 用 額	1 件当たり 費 用 額	1 人当たり 費 用 額	受 診 率
2 6	一 般	9,263	4,974,690,692	537,050	104,326	19.426
	退 職	406	241,787,250	595,535	103,416	17.365
	計	9,669	5,216,477,942	539,505	104,284	19.329
2 7	一 般	9,704	5,511,273,437	567,938	116,730	20.553
	退 職	253	143,710,830	568,027	85,644	15.077
	計	9,957	5,654,984,267	567,941	115,663	20.365
2 8	一 般	9,690	5,357,119,955	552,850	116,906	21.146
	退 職	186	116,096,200	624,173	120,557	19.315
	計	9,876	5,473,216,155	554,194	116,982	21.108
2 9	一 般	8,626	5,182,703,019	600,823	118,554	19.732
	退 職	23	52,859,010	2,298,218	119,052	5.180
	計	8,649	5,235,562,029	605,337	118,559	19.586
3 0	一 般	8,879	4,916,529,103	553,726	116,547	21.048
	退 職	14	7,272,960	519,497	48,165	9.272
	計	8,893	4,923,802,063	553,672	116,303	21.006
元	一 般	8,827	5,224,359,633	591,861	128,467	21.706
	退 職	-1	-893,090	893,090	34,350	3.846
	計	8,826	5,223,466,543	591,827	128,363	21.689
2	一 般	8,514	5,070,352,317	595,531	127,383	21.390
	退 職	1	974,160	974,160	-	-
	計	8,515	5,071,326,477	595,576	127,407	21.392
3	一 般	8,919	5,624,182,904	630,584	144,132	22.857
	退 職	0	0	-	-	-
	計	8,919	5,624,182,904	630,584	144,132	22.857
4	一 般	8,243	5,182,635,973	628,732	138,407	22.014
	退 職	0	0	-	-	-
	計	8,243	5,182,635,973	628,732	138,407	22.014
5	一 般	7,870	5,112,482,388	649,617	144,793	22.289
	退 職	0	0	-	-	-
	計	7,870	5,112,482,388	649,617	144,793	22.289

② 入院外

(単位：件、円、%)

年 度	区 分	件 数	費 用 額	1 件当たり 費 用 額	1 人当たり 費 用 額	受 診 率
2 6	一 般	394,425	5,246,651,302	13,302	110,030	827.164
	退 職	20,566	304,213,376	14,792	130,117	879.641
	計	414,991	5,550,864,678	13,376	110,968	829.617
2 7	一 般	399,885	5,411,397,518	13,532	114,614	846.963
	退 職	15,516	218,920,250	14,109	130,465	924.672
	計	415,401	5,630,317,768	13,554	115,158	849.630
2 8	一 般	395,232	5,399,444,304	13,661	117,830	862.500
	退 職	9,095	128,171,090	14,092	133,096	944.444
	計	404,327	5,527,615,394	13,671	118,144	864.187
2 9	一 般	377,246	5,462,776,399	14,481	124,961	862.947
	退 職	4,346	71,753,640	16,510	161,607	978.829
	計	381,592	5,534,530,039	14,504	125,329	864.112
3 0	一 般	366,615	5,240,806,672	14,295	124,234	869.065
	退 職	1,716	22,393,770	13,050	148,303	1136.424
	計	368,331	5,263,200,442	14,289	124,320	870.018
元	一 般	351,142	5,093,256,384	14,505	125,243	863.457
	退 職	310	2,616,440	8,440	100,632	1192.308
	計	351,452	5,095,872,824	14,499	125,227	863.667
2	一 般	312,752	4,902,575,221	15,676	123,168	785.730
	退 職	10	1,424,550	142,455	-	-
	計	312,762	4,903,999,771	15,680	123,204	785.755
3	一 般	328,796	5,365,007,102	16,317	137,490	842.613
	退 職	0	0	-	-	-
	計	328,796	5,365,007,102	16,317	137,490	842.613
4	一 般	321,896	5,360,297,550	16,652	143,151	859.650
	退 職	0	0	-	-	-
	計	321,896	5,360,297,550	16,652	143,151	859.650
5	一 般	307,471	5,195,704,610	16,898	147,150	870.801
	退 職	0	0	-	-	-
	計	307,471	5,195,704,610	16,898	147,150	870.801

③ 歯 科

(単位：件、円、%)

年 度	区 分	件 数	費 用 額	1 件当たり 費 用 額	1 人当たり 費 用 額	受 診 率
2 6	一 般	98,646	1,239,467,740	12,565	25,993	206.874
	退 職	5,800	74,423,070	12,832	31,832	248.075
	計	104,446	1,313,890,810	12,580	26,266	208.800
2 7	一 般	99,594	1,224,801,413	12,298	25,941	210.942
	退 職	4,279	51,925,140	12,135	30,945	255.006
	計	103,873	1,276,726,553	12,291	26,113	212.454
2 8	一 般	97,311	1,171,457,588	12,038	25,564	212.358
	退 職	2,449	29,117,950	11,890	30,237	254.309
	計	99,760	1,200,575,538	12,035	25,660	213.222
2 9	一 般	95,086	1,144,080,680	12,032	26,171	217.508
	退 職	1,226	13,531,010	11,037	30,475	276.126
	計	96,312	1,157,611,690	12,019	26,214	218.098
3 0	一 般	92,381	1,096,540,980	11,870	25,994	218.990
	退 職	402	4,214,430	10,484	27,910	266.225
	計	92,783	1,100,755,410	11,864	26,000	219.159
元	一 般	90,855	1,058,215,820	11,647	26,021	223.412
	退 職	85	1,063,750	12,515	40,913	326.923
	計	90,940	1,059,279,570	11,648	26,031	223.478
2	一 般	78,133	1,006,456,390	12,881	25,285	196.294
	退 職	2	11,870	5,935	-	-
	計	78,135	1,006,468,260	12,881	25,286	196.299
3	一 般	86,116	1,073,640,200	12,467	27,514	220.691
	退 職	0	0	-	-	-
	計	86,116	1,073,640,200	12,467	27,514	220.691
4	一 般	85,500	1,050,321,315	12,284	28,050	228.335
	退 職	0	0	-	-	-
	計	85,500	1,050,321,315	12,284	28,050	228.335
5	一 般	80,917	978,577,230	12,094	27,715	229.168
	退 職	0	0	-	-	-
	計	80,917	978,577,230	12,094	27,715	229.168

④ 調 剤

(単位：件、円、%)

年 度	区 分	件 数	費 用 額	1 件当たり 費 用 額	1 人当たり 費 用 額	受 診 率
2 6	一 般	258,551	3,063,456,435	11,849	64,245	542.218
	退 職	13,106	159,888,760	12,200	68,387	560.565
	計	271,657	3,223,345,195	11,865	64,439	543.075
2 7	一 般	263,977	3,373,253,192	12,779	71,446	559.107
	退 職	10,070	130,468,000	12,956	77,752	600.119
	計	274,047	3,503,721,192	12,785	71,662	560.515
2 8	一 般	267,110	3,262,628,077	12,215	71,199	582.904
	退 職	6,023	76,940,320	12,774	79,896	625.441
	計	273,133	3,339,568,397	12,227	71,378	583.780
2 9	一 般	258,476	3,171,528,542	12,270	72,548	591.262
	退 職	3,049	44,580,110	14,621	100,406	686.712
	計	261,525	3,216,108,652	12,298	72,829	592.221
3 0	一 般	250,537	3,025,806,160	12,077	71,727	593.901
	退 職	1,050	15,582,730	14,841	103,197	695.364
	計	251,587	3,041,388,890	12,089	71,839	594.263
元	一 般	239,137	2,899,250,503	12,124	71,292	588.037
	退 職	169	1,526,720	9,034	58,720	650.000
	計	239,306	2,900,777,223	12,122	71,284	588.077
2	一 般	213,582	2,741,315,741	12,835	68,870	536.584
	退 職	1	8,000	8,000	-	-
	計	213,583	2,741,323,741	12,835	68,871	536.587
3	一 般	221,678	2,802,599,215	12,643	71,823	568.099
	退 職	0	0	-	-	-
	計	221,678	2,802,599,215	12,643	71,823	568.099
4	一 般	220,487	2,666,247,842	12,093	71,204	588.829
	退 職	0	0	-	-	-
	計	220,487	2,666,247,842	12,093	71,204	588.829
5	一 般	215,002	2,582,922,750	12,013	73,152	608.916
	退 職	0	0	-	-	-
	計	215,002	2,582,922,750	12,013	73,152	608.916

⑤ 食事療養費

(単位：件、円、%)

年 度	区 分	件 数	費 用 額	1 件当たり 費 用 額	1 人当たり 費 用 額	受 診 率
2 6	一 般	10,836	249,021,383	22,981	5,222	22.725
	退 職	396	8,813,870	22,257	3,770	16.938
	計	11,232	257,835,253	22,955	5,154	22.454
2 7	一 般	9,278	263,722,958	28,425	5,586	19.651
	退 職	242	5,201,872	21,495	3,100	14.422
	計	9,520	268,924,830	28,248	5,500	19.471
2 8	一 般	9,212	257,683,861	27,973	5,623	20.103
	退 職	178	4,233,360	23,783	4,396	18.484
	計	9,390	261,917,221	27,893	5,598	20.070
2 9	一 般	8,861	248,027,036	27,991	5,674	20.269
	退 職	77	1,368,962	17,779	3,083	17.342
	計	8,938	249,395,998	27,903	5,648	20.240
3 0	一 般	8,485	236,211,876	27,839	5,599	20.114
	退 職	12	107,342	8,945	711	7.947
	計	8,497	236,319,218	27,812	5,582	20.070
元	一 般	8,362	236,328,947	28,262	5,811	20.562
	退 職	-1	-28,775	28,775	1,107	3.846
	計	8,361	236,300,172	28,262	5,807	20.547
2	一 般	7,828	236,130,339	30,165	5,932	19.666
	退 職	1	31,825	31,825	-	-
	計	7,829	236,162,164	30,165	5,933	19.669
3	一 般	8,398	243,416,877	28,985	6,238	21.522
	退 職	0	0	-	-	-
	計	8,398	243,416,877	28,985	6,238	21.522
4	一 般	7,780	223,613,675	28,742	5,972	20.777
	退 職	0	0	-	-	-
	計	7,780	223,613,675	28,742	5,972	20.777
5	一 般	7,428	209,885,203	28,256	5,944	21.037
	退 職	0	0	-	-	-
	計	7,428	209,885,203	28,256	5,944	21.037

⑥ 訪問看護

(単位：件、円、%)

年 度	区 分	件 数	費 用 額	1 件当たり 費 用 額	1 人当たり 費 用 額	受 診 率
2 6	一 般	385	25,802,770	67,020	541	0.807
	退 職	33	2,924,440	88,619	1,251	1.411
	計	418	28,727,210	68,725	574	0.836
2 7	一 般	545	38,819,710	71,229	822	1.154
	退 職	38	3,208,260	84,428	1,912	2.265
	計	583	42,027,970	72,089	860	1.192
2 8	一 般	664	46,124,070	69,464	1,007	1.449
	退 職	36	2,930,090	81,391	3,043	3.738
	計	700	49,054,160	70,077	1,048	1.496
2 9	一 般	803	58,087,470	72,338	1,329	1.837
	退 職	31	2,254,380	72,722	5,077	6.982
	計	834	60,341,850	72,352	1,366	1.889
3 0	一 般	919	67,855,800	73,837	1,609	2.178
	退 職	8	345,910	43,239	2,291	5.298
	計	927	68,201,710	73,573	1,611	2.190
元	一 般	1,081	88,280,870	81,666	2,171	2.658
	退 職	-1	-48,570	48,570	1,868	3.846
	計	1,080	88,232,300	81,697	2,168	2.654
2	一 般	1,221	105,773,480	86,629	2,657	3.068
	退 職	0	0	-	-	-
	計	1,221	105,773,480	86,629	2,657	3.068
3	一 般	1,602	147,603,380	92,137	3,783	4.105
	退 職	0	0	-	-	-
	計	1,602	147,603,380	92,137	3,783	4.105
4	一 般	1,830	151,449,790	82,759	4,045	4.887
	退 職	0	0	-	-	-
	計	1,830	151,449,790	82,759	4,045	4.887
5	一 般	2,150	180,976,670	84,175	5,126	6.089
	退 職	0	0	-	-	-
	計	2,150	180,976,670	84,175	5,126	6.089

(5) 療養費等の状況

(単位：人、件、円)

年 度	区 分	年間平均 被 保 数	件 数	費 用 額	1 件当たり 費 用 額	1 人当たり 費 用 額
2 6	一 般	47,684	23,985	195,602,105	8,155	4,102
	退 職	2,338	1,175	8,244,368	7,016	3,526
	計	50,022	25,160	203,846,473	8,102	4,075
2 7	一 般	47,214	24,681	202,802,662	8,217	4,295
	退 職	1,678	892	6,182,806	6,931	3,685
	計	48,892	25,573	208,985,468	8,172	4,274
2 8	一 般	45,824	22,689	191,175,458	8,426	4,172
	退 職	963	519	3,960,428	7,631	4,113
	計	46,787	23,208	195,135,886	8,408	4,171
2 9	一 般	43,716	20,483	167,980,467	8,201	3,843
	退 職	444	192	1,315,823	6,853	2,964
	計	44,160	20,675	169,296,290	8,188	3,834
3 0	一 般	42,185	18,199	152,438,411	8,376	3,614
	退 職	151	53	341,634	6,446	2,262
	計	42,336	18,252	152,780,045	8,371	3,609
元	一 般	40,667	18,196	149,333,815	8,207	3,672
	退 職	26	14	111,175	7,941	4,276
	計	40,693	18,210	149,444,990	8,207	3,672
2	一 般	39,804	14,994	124,572,208	8,308	3,130
	退 職	0	2	24,407	12,204	-
	計	39,804	14,996	124,596,615	8,309	3,130
3	一 般	39,021	15,845	135,475,304	8,550	3,472
	退 職	0	0	0	-	-
	計	39,021	15,845	135,475,304	8,550	3,472
4	一 般	37,445	15,040	119,873,398	7,970	3,201
	退 職	0	0	0	-	-
	計	37,445	15,040	119,873,398	7,970	3,201
5	一 般	35,309	13,965	114,309,324	8,185	3,237
	退 職	0	0	0	-	-
	計	35,309	13,965	114,309,324	8,185	3,237

(6) 高額療養費の支給状況

(単位：件・円)

年 度	一 般		退 職		合 計	
	件 数	給 付 額	件 数	給 付 額	件 数	給 付 額
2 6	22,385	1,284,734,259	783	85,076,959	23,168	1,369,811,218
2 7	27,175	1,500,759,191	514	51,660,469	27,689	1,552,419,660
2 8	29,474	1,515,257,315	410	40,868,467	29,884	1,556,125,782
2 9	30,437	1,530,066,604	214	23,343,103	30,651	1,553,409,707
3 0	29,921	1,460,277,983	68	6,513,817	29,989	1,466,791,800
元	29,112	1,484,834,918	6	-1,268,049	29,118	1,483,566,869
2	29,904	1,537,263,822	6	873,635	29,910	1,538,137,457
3	31,999	1,656,944,164	1	1,317	32,000	1,656,945,481
4	31,569	1,576,620,529	0	0	31,569	1,576,620,529
5	30,686	1,615,927,681	0	0	30,686	1,615,927,681

(7) 高額介護合算療養費の支給状況

(単位：件・円)

年 度	一 般		退 職		合 計	
	件 数	給 付 額	件 数	給 付 額	件 数	給 付 額
2 6	24	792,588	0	0	24	792,588
2 7	27	715,305	0	0	27	715,305
2 8	9	23,536	0	0	9	23,536
2 9	26	500,670	0	0	26	500,670
3 0	80	1,622,390	0	0	80	1,622,390
元	64	1,394,520	0	0	64	1,394,520
2	73	1,676,748	0	0	73	1,676,748
3	69	1,628,078	0	0	69	1,628,078
4	68	1,933,306	0	0	68	1,933,306
5	90	2,377,724	0	0	90	2,377,724

(8) 出産育児一時金・葬祭費の支給状況

年 度	出産育児一時金		葬祭費	
	件数	金額	件数	金額
2 6	11 件	390,000 円	276 件	50,000 円
	3 件	404,000 円		
	174 件	420,000 円		
2 7	12 件	404,000 円	311 件	50,000 円
	143 件	420,000 円		
2 8	7 件	404,000 円	289 件	50,000 円
	120 件	420,000 円		
2 9	14 件	404,000 円	267 件	50,000 円
	92 件	420,000 円		
3 0	12 件	404,000 円	275 件	50,000 円
	106 件	420,000 円		
元	7 件	404,000 円	239 件	50,000 円
	96 件	420,000 円		
2	7 件	404,000 円	238 件	50,000 円
	79 件	420,000 円		
3	4 件	404,000 円	262 件	50,000 円
	76 件	420,000 円		
4	4 件	404,000 円	218 件	50,000 円
	3 件	408,000 円		
	63 件	420,000 円		
5	5 件	408,000 円	238 件	50,000 円
	10 件	420,000 円		
	5 件	488,000 円		
	55 件	500,000 円		

(9) 病類別疾病 (大分類) ①

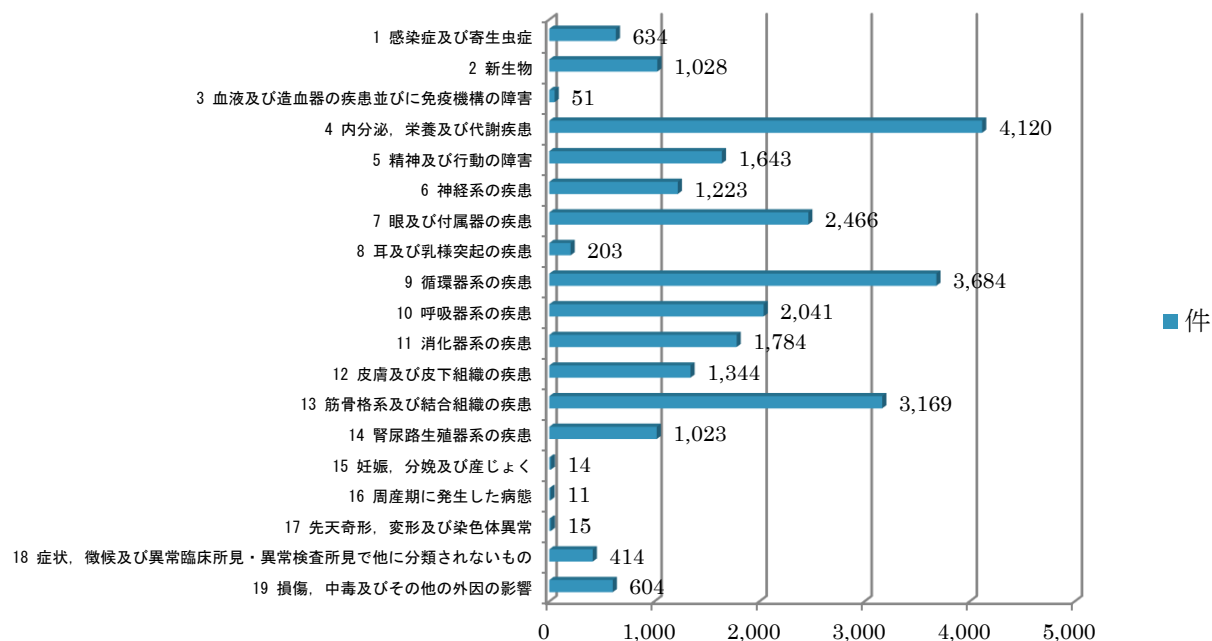
各年6月審査(各年5月診療)分(単位:件)

分類	疾 病 名	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
1	感染症 及び 寄生虫症	796	581	638	645	634
2	新生物	1,018	816	979	1,019	1,028
3	血液 及び 造血器の疾患 並びに 免疫機構の障害	66	43	53	45	51
4	内分泌,栄養及び代謝疾患	4,753	3,936	4,571	4,323	4,120
5	精神 及び 行動の障害	1,663	1,500	1,617	1,727	1,643
6	神経系の疾患	1,236	1,100	1,185	1,169	1,223
7	眼 及び 付属器の疾患	2,755	1,994	2,349	2,558	2,466
8	耳 及び 乳様突起の疾患	290	194	242	225	203
9	循環器系の疾患	4,551	3,673	4,135	3,931	3,684
10	呼吸器系の疾患	2,587	1,306	1,530	1,549	2,041
11	消化器系の疾患(歯 及び 歯の 支持組織の障害を除く)	1,916	1,481	1,924	1,856	1,784
12	皮膚及び皮下組織の疾患	1,490	1,244	1,433	1,398	1,344
13	筋骨格系 及び結合組織の疾患	3,570	2,735	3,297	3,374	3,169
14	腎尿路生殖器系の疾患	1,082	935	983	1,000	1,023
15	妊娠,分娩 及び 産じょく	30	16	20	18	14
16	周産期に発生した病態	2	5	4	6	11
17	先天奇形,変形及び染色体異常	20	12	16	13	15
18	症状,徴候及び異常臨床所見・異常 検査所見で他に分類されないもの	388	310	413	424	414
19	損傷,中毒 及び その他の外因の影響	587	429	580	627	604
計		28,800	22,310	25,969	25,907	25,471

※「11 消化器系の疾患」は、歯科に係る疾患を除いたもの

(9) 病類別疾病 (大分類) ②構成比

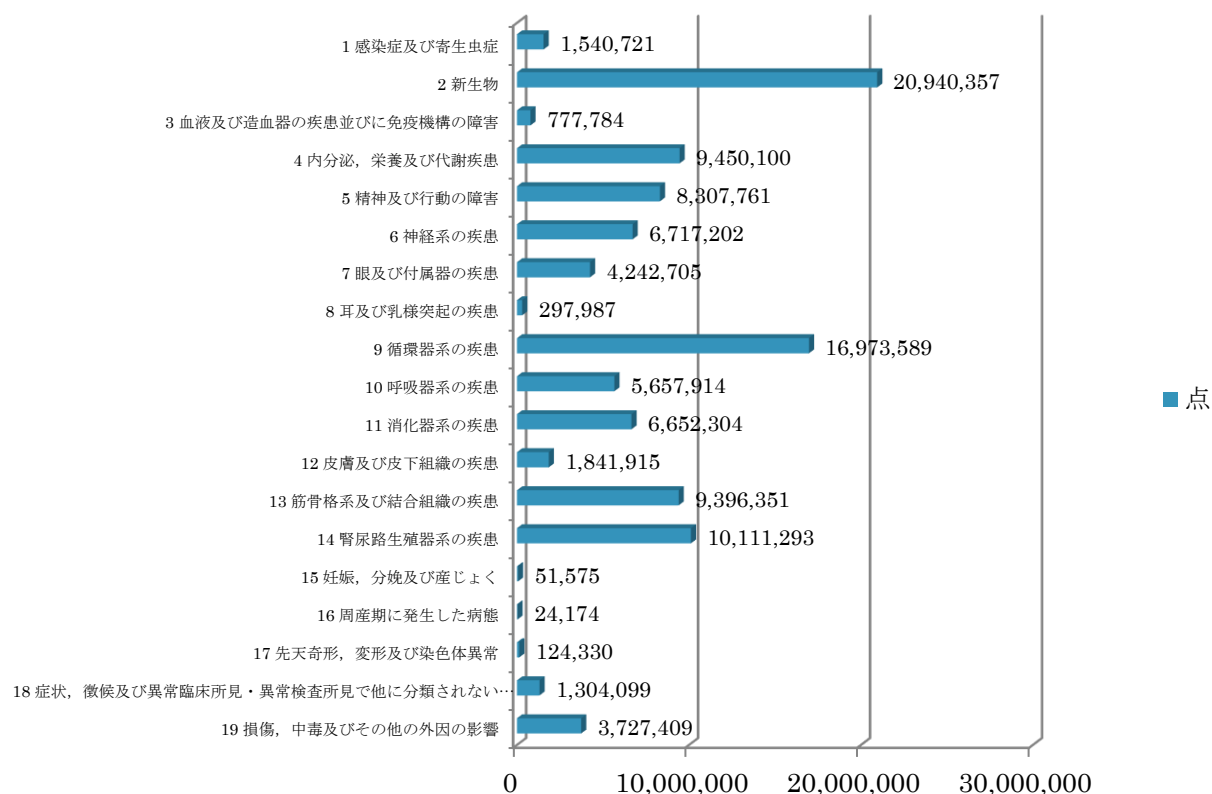
病類別疾病・件数別 (令和5年5月診療分)



※「11 消化器系の疾患」は、歯科に係る疾患を除いたもの

※令和5年6月審査に係る令和5年5月診療分を集計したもの

病類別疾病・点数別(令和5年5月診療分)



※「11 消化器系の疾患」は、歯科に係る疾患を除いたもの

※令和5年6月審査に係る令和5年5月診療分を集計したもの

このページは空白です。

5 特定健康診査・特定保健指導等

（１）特定健康診査・特定保健指導の状況

平成 20 年 4 月から「高齢者の医療の確保に関する法律」により、40 歳から 74 歳までを対象に『特定健康診査』と『特定保健指導』の実施が医療保険者（※1）に義務付けられた。

現在は、特定健康診査・特定保健指導の実施にあたり、平成 30 年 3 月「佐倉市国民健康保険第三期 特定健康診査等実施計画」（平成 30 年度～平成 35 年度）を策定した。

※1 医療保険者とは、健康保険組合や国民健康保険などの医療保険の運営主体

①佐倉市国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の目標値

	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
特定健康診査受診率	36%	38%	40%	42%	44%
特定保健指導実施率	35%	40%	45%	50%	55%

②佐倉市国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の実施状況

区分 年度	特定健康診査			特定保健指導		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	終了者数	終了率
元	28,980 人	10,323 人	35.6%	1,264 人	182 人	14.4%
2	28,691 人	7,256 人	25.3%	920 人	183 人	19.9%
3	27,871 人	8,493 人	30.5%	1,153 人	190 人	16.5%
4	26,147 人	8,652 人	33.1%	1,072 人	163 人	15.2%
5	24,450 人	8,318 人	34.0%	985 人	134 人	13.6%

※ 対象者数及び受診者数は、実施年度 1 年間を通じて加入している者の人数。（年度途中の国民健康保険の加入・脱退等の異動を含まない）

（２）人間ドック助成事業の状況

開始・・・平成 24 年 4 月から実施（脳ドックは平成 28 年 1 月から実施）

対象・・・人間ドック受検日に佐倉市国民健康保険被保険者である 20 歳から 74 歳

年度	助成対象者数 (年度末)	助成者数	(再掲) 助成数 20 歳～39 歳	助成率
元	36,801 人	1,635 人 短期人間ドック 1,384 人 脳ドック 251 人	23 人 短期人間ドック 22 人 脳ドック 1 人	4.44%
2	36,410 人	1,240 人 短期人間ドック 1,075 人 脳ドック 165 人	19 人 短期人間ドック 15 人 脳ドック 4 人	3.41%
3	36,606 人	1,592 人 短期人間ドック 1,346 人 脳ドック 246 人	25 人 短期人間ドック 22 人 脳ドック 3 人	4.35%
4	33,520 人	1,607 人 短期人間ドック 1,366 人 脳ドック 241 人	25 人 短期人間ドック 20 人 脳ドック 5 人	4.79%
5	27,085 人	1,656 人 短期人間ドック 1,410 人 脳ドック 246 人	21 人 短期人間ドック 17 人 脳ドック 4 人	6.11%

6 保 險 財 政

(1) 令和6年度佐倉市国民健康保険特別会計予算（前年度比較）

〔歳入〕

(単位：千円)

区 分		5年度予算額	6年度予算額	増 減	伸率(%)
国民健康保険税	医療給付費分(一般)	2,616,188	2,402,452	▲ 213,736	▲ 8.2
	後期高齢者支援金分(一般)	647,109	801,914	154,805	23.9
	介護納付金分(一般)	195,220	230,043	34,823	17.8
	医療給付費分(退職)	434	370	▲ 64	▲ 14.7
	後期高齢者支援金分(退職)	46	58	12	26.1
	介護納付金分(退職)	62	59	▲ 3	▲ 4.8
	計	3,459,059	3,434,896	▲ 24,163	▲ 0.7
支出金 国庫	災害臨時特例補助金	2	2	0	0.0
	計	2	2	0	0.0
県支出金	保険給付費等交付金(普通交付金)	13,208,127	12,785,180	▲ 422,947	▲ 3.2
	保険給付費等交付金(特別交付金)	198,160	194,563	▲ 3,597	▲ 1.8
	財政安定化基金交付金	1	1	0	0.0
	計	13,406,288	12,979,744	▲ 426,544	▲ 3.2
繰入金	保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	438,570	477,601	39,031	8.9
	保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	274,393	290,627	16,234	5.9
	職員給与費等繰入金(事務費)	78,473	85,108	6,635	8.5
	出産育児一時金等繰入金	22,400	30,000	7,600	33.9
	国保財政安定化支援事業繰入金	62,589	61,096	▲ 1,493	▲ 2.4
	未就学児均等割保険税繰入金	5,978	7,163	1,185	19.8
	産前産後保険税繰入金	0	1,620	1,620	皆増
	その他一般会計繰入金	689,925	557,224	▲ 132,701	▲ 19.2
	計	1,572,328	1,510,439	▲ 61,889	▲ 3.9
国保特会財政調整基金繰入金		1	1	0	0
使用料及び手数料		1	1	0	0
財産収入		1	1	0	0
繰越金		1	1	0	0
諸収入		99,633	95,442	▲ 4,191	▲ 4.2
歳入合計		18,537,314	18,020,527	▲ 516,787	▲ 2.8

〔歳 出〕

(単位：千円)

区 分			5年度予算額	6年度予算額	増 減	伸率(%)
総 務 費			78,471	85,108	6,637	8.5
保 険 給 付 費	一 般	療養給付費	11,476,905	11,002,948	▲473,957	▲ 4.1
		療 養 費	100,825	91,471	▲ 9,354	▲ 9.3
		高額療養費	1,630,148	1,686,543	56,395	3.5
		高額介護合算療養費	3,024	2,500	▲524	▲17.3
		移 送 費	500	500	0	0.0
		小 計	13,211,402	12,783,962	▲ 427,440	▲3.2
	退 職	療養給付費	200	200	0	0.0
		療 養 費	1	1	0	0.0
		高額療養費	20	20	0	0.0
		小 計	221	221	0	0.0
	審査支払手数料		26,075	24,998	▲1,007	▲ 3.9
	出産育児一時金		33,617	45,019	11,402	33.9
	葬 祭 費		12,200	12,000	▲ 200	▲1.6
	傷病手当金		3,000	400	▲2,600	▲86.7
	計		13,286,445	12,866,600	▲ 419,845	▲ 3.2
国民健康 保険事業 費納付金		医療給付費分	3,348,048	3,288,512	▲59,536	▲1.8
		後期高齢者支援金等分	1,249,423	1,228,442	▲20,981	▲1.7
		介護納付金分	394,404	368,642	▲25,762	▲6.5
		計	4,991,875	4,885,596	▲106,279	▲2.1
共同事業拠出金			2	0	▲ 2	皆減
保健 事業費		特定健康診査等事業費	96,115	98,234	2,119	2.2
		保健事業費	39,002	39,635	633	1.6
		計	135,117	137,869	2,752	2.0
基金積立金			1	1	0	0.0
諸支出金			20,403	20,353	▲50	▲0.2
予 備 費			25,000	25,000	0	0.0
歳 出 合 計			18,537,314	18,020,527	▲516,787	▲2.8

(2) 年度別国民健康保険特別会計の決算状況

(平成26年度～令和5年度までの10年間推移)

[歳入]

(単位：円)

		26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	
国民健康保険税		決 算 額	4,687,774,456	4,554,145,598	4,369,931,084	4,083,307,264	3,877,885,963	3,722,771,212	3,697,527,043	3,673,991,185	3,504,436,291	3,235,186,259
		構成比	24.2%	20.4%	20.3%	19.2%	21.9%	21.2%	21.7%	20.2%	19.9%	18.5%
		伸率	-0.6%	-2.9%	-4.0%	-6.6%	-5.0%	-4.0%	-0.7%	-0.6%	-4.6%	-7.7%
交付金等	国庫支出金	決 算 額	3,945,301,355	4,204,122,527	3,908,774,282	3,770,548,273	0	1,681,000	39,683,000	4,466,000	17,000	510,000
		構成比	20.3%	18.8%	18.1%	17.7%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
		伸率	-3.2%	6.6%	-7.0%	-3.5%	-	-	2260.7%	-88.7%	-99.6%	2900.0%
	療養給付費 交付金	決 算 額	708,662,056	399,061,000	315,834,789	281,187,000	-	-	-	-	-	-
		構成比	3.7%	1.8%	1.5%	1.3%	-	-	-	-	-	-
		伸率	-19.1%	-43.7%	-20.9%	-11.0%	-	-	-	-	-	-
	前期高齢者 交付金	決 算 額	6,154,531,825	6,381,589,781	6,297,633,386	6,907,591,065	-	-	-	-	-	-
		構成比	31.7%	28.6%	29.2%	32.4%	-	-	-	-	-	-
		伸率	4.1%	3.7%	-1.3%	9.7%	-	-	-	-	-	-
	県支出金	決 算 額	992,143,692	1,005,474,988	1,001,016,772	1,029,521,642	12,607,722,355	12,525,718,935	12,228,778,792	13,224,955,818	12,711,888,041	12,434,083,318
		構成比	5.1%	4.5%	4.6%	4.8%	71.1%	71.4%	71.9%	72.8%	72.2%	70.9%
		伸率	6.6%	1.3%	-0.4%	2.8%	1124.6%	-0.7%	-2.4%	8.1%	-3.9%	-2.2%
	共同事業 交付金	決 算 額	1,782,727,870	4,420,766,386	4,398,804,481	4,211,135,158	-	-	-	-	-	-
		構成比	9.2%	19.8%	20.4%	19.8%	-	-	-	-	-	-
		伸率	1.9%	148.0%	-0.5%	-4.3%	-	-	-	-	-	-
	交付金等 合計	決 算 額	13,583,366,798	16,411,014,682	15,922,063,710	16,199,983,138	12,607,722,355	12,527,399,935	12,268,461,792	13,229,421,818	12,711,905,041	12,434,593,318
		構成比	70.0%	73.5%	73.8%	76.1%	71.1%	71.4%	72.1%	72.8%	72.2%	70.9%
		伸率	0.3%	20.8%	-3.0%	1.7%	-22.2%	-0.6%	-2.1%	7.8%	-3.9%	-2.2%
繰 入 金		決 算 額	882,615,867	1,085,521,542	1,073,564,778	882,148,145	1,066,676,637	1,186,709,732	940,086,815	1,173,988,034	1,293,051,112	1,770,326,507
		構成比	4.6%	4.9%	5.0%	4.1%	6.0%	6.8%	5.5%	6.5%	7.3%	10.1%
		伸率	15.2%	23.0%	-1.1%	-17.8%	20.9%	11.3%	-20.8%	24.9%	10.1%	36.9%
繰 越 金		決 算 額	145,381,364	192,456,618	115,160,800	3,217,667	77,768,206	10,220,666	4,294,042	1,128,086	3,862,001	5,142,677
		構成比	0.7%	0.9%	0.5%	0.0%	0.4%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		伸率	29.3%	32.4%	-40.2%	-97.2%	2316.9%	-86.9%	-58.0%	-73.7%	242.3%	33.2%
使用料手数料 財産収入・諸収入		決 算 額	98,267,543	80,418,866	87,976,729	126,024,877	107,114,840	99,270,801	97,913,062	91,806,273	98,232,563	86,453,180
		構成比	0.5%	0.4%	0.4%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.6%	0.5%
		伸率	43.6%	-18.2%	9.4%	43.2%	-15.0%	-7.3%	-1.4%	-6.2%	7.0%	-12.0%
歳 入 合 計		決 算 額	19,397,406,028	22,323,557,306	21,568,697,101	21,294,681,091	17,737,168,001	17,546,372,346	17,008,282,754	18,170,335,396	17,611,487,008	17,531,701,941
		構成比	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
		伸率	1.0%	15.1%	-3.4%	-1.3%	-16.7%	-1.1%	-3.1%	6.8%	-3.1%	-0.5%

〔歳 出〕

(単 位 : 円)

		26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
総 務 費	決 算 額	84,564,827	77,724,944	76,233,927	83,588,095	74,565,593	73,808,009	78,647,985	73,325,306	95,366,867	69,904,969
	構成比	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%
	伸率	8.9%	-8.1%	-1.9%	9.6%	-10.8%	-1.0%	6.6%	-6.8%	30.1%	-26.7%
保険給付費	決 算 額	13,083,740,868	13,845,000,782	13,429,853,422	13,165,048,357	12,441,946,713	12,425,593,857	12,081,429,431	13,106,169,848	12,549,153,414	12,302,323,951
	構成比	68.8%	62.7%	62.3%	62.3%	70.2%	70.9%	71.0%	72.2%	71.3%	70.2%
	伸率	-0.2%	5.8%	-3.0%	-2.0%	-5.5%	-0.1%	-2.8%	8.5%	-4.3%	-2.0%
後期高齢者 支援金	決 算 額	2,727,126,706	2,716,282,223	2,590,786,925	2,538,380,431	-	-	-	-	-	-
	構成比	14.3%	12.3%	12.0%	12.0%	-	-	-	-	-	-
	伸率	1.1%	-0.4%	-4.6%	-2.0%	-	-	-	-	-	-
前期高齢者 納付金	決 算 額	2,179,479	1,922,096	1,908,066	9,184,283	-	-	-	-	-	-
	構成比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-	-	-	-
	伸率	-24.1%	-11.8%	-0.7%	381.3%	-	-	-	-	-	-
老人保健 拠出金	決 算 額	83,199	83,199	65,370	41,599	-	-	-	-	-	-
	構成比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-	-	-	-
	伸率	-6.7%	0.0%	-21.4%	-36.4%	-	-	-	-	-	-
介護納付金	決 算 額	1,070,377,606	946,568,861	886,092,815	880,864,398	-	-	-	-	-	-
	構成比	5.6%	4.3%	4.1%	4.2%	-	-	-	-	-	-
	伸率	-2.2%	-11.6%	-6.4%	-0.6%	-	-	-	-	-	-
国保事業費 納付金	決 算 額	-	-	-	-	4,852,940,083	4,905,540,273	4,730,458,843	4,829,217,976	4,827,095,045	5,011,153,390
	構成比	-	-	-	-	27.4%	28.0%	27.8%	26.6%	27.4%	28.6%
	伸率	-	-	-	-	-	1.1%	-3.6%	2.1%	0.0 %	3.8%
共同事業 拠出金	決 算 額	1,735,967,432	4,240,371,734	4,324,357,193	4,206,330,670	2,786	2,790	2,400	307	380	566
	構成比	9.1%	19.2%	20.1%	19.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	伸率	3.4%	144.3%	2.0%	-2.7%	-100%	0.1%	-14.0%	-87.2%	23.8%	48.9%
保健事業費	決 算 額	96,924,629	103,932,150	113,544,255	115,559,013	118,530,387	114,511,878	94,741,180	109,560,791	113,583,396	113,429,035
	構成比	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%
	伸率	7.5%	7.2%	9.2%	1.8%	2.6%	-3.4%	-17.3%	15.6%	3.7%	-0.1%
諸支出金	決 算 額	211,544,664	161,350,517	139,417,461	140,136,039	228,731,773	18,321,497	20,744,829	44,329,167	15,995,229	21,441,983
	構成比	1.1%	0.7%	0.6%	0.7%	1.3%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%
	伸率	28.4%	-23.7%	-13.6%	0.5%	63.2%	-92.0%	13.2%	113.7%	-63.9%	34.1%
歳 出 合 計	決 算 額	19,012,509,410	22,093,236,506	21,562,259,434	21,139,132,885	17,716,717,335	17,537,778,304	17,006,024,668	18,162,603,395	17,601,194,331	17,518,253,894
	構成比	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	伸率	0.5%	16.2%	-2.4%	-2.0%	-16.2%	-1.0%	-3.0%	6.8%	-3.1%	-0.5%
歳入歳出差引残額		384,896,618	230,320,800	6,437,667	155,548,206	20,450,666	8,594,042	2,258,086	7,732,001	10,292,677	13,448,047
伸 率		32.4%	-40.2%	-97.2%	2316.2%	-86.9%	-58.0%	-73.7%	242.4%	33.1%	30.7%

このページは空白です。

7 国民健康保険税

(1) 国民健康保険税の概要

(令和6年4月1日現在)

課税の根拠

地方税法第703条の4、 佐倉市国民健康保険税条例

賦課期日

4月1日 (地方税法第705条第2項による)

納税義務者

国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制(みなし)世帯主

課税及び税率

- ・基礎課税額
 - ① 所得割額 100分の6.33
 - ② 均等割額 22,200円(1人当たり)
 - ③ 平等割額 29,200円(1世帯当たり)
- ・後期高齢者支援金等課税額
 - ① 所得割額 100分の2.65
 - ② 均等割額 7,000円(1人当たり)
- ・介護納付金課税額(40歳以上65歳未満の方)
 - ① 所得割額 100分の1.52
 - ② 均等割額 14,400円(該当者1人当たり)

税額の算出方法

基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の合算が国民健康保険税額(年税額)となる。

- ・基礎課税額
 - ① 所得割額
世帯の被保険者それぞれの前年総所得金額等から43万円を控除した合計額に6.33%を乗じた額
 - ② 均等割額
世帯の被保険者数に22,200円を乗じた額
 - ③ 平等割額
1世帯につき29,200円
 - ①～③の合算額の100円未満を切り捨てた金額
- ・後期高齢者支援金等課税額
 - ① 所得割額
世帯の被保険者それぞれの前年総所得金額等から43万円を控除した合計額に2.65%を乗じた額
 - ② 均等割額
世帯の被保険者数に7,000円を乗じた額
 - ①・②の合算額の100円未満を切り捨てた金額

・介護納付金課税額

① 所得割額

世帯の40歳以上65歳未満の被保険者(介護納付金課税被保険者)それぞれの前年総所得金額等から43万円を控除した合計額に1.52%を乗じた額

② 均等割額

世帯の介護納付金課税被保険者数に14,400円を乗じた額

①・②の合算額の100円未満を切り捨てた額

課税限度額

・基礎課税(医療給付費分)	65万円	
・後期高齢者支援金等課税(後期高齢者支援分)	22万円	
・介護納付金課税(介護納付分)	17万円	合計 104万円

月割課税

- ① 賦課期日後に納付義務が発生又は被保険者が増加した場合は、その資格の発生した月から月額をもって計算した金額を賦課する。
- ② 賦課期日後に納付義務が消滅又は被保険者が減少した場合は、その資格の消滅した月の前月までの月額をもって計算した金額を賦課する。

納期及び納期限

普 通 徴 収

第1期	7月1日から同月31日まで
第2期	8月1日から同月31日まで
第3期	9月1日から同月30日まで
第4期	10月1日から同月31日まで
第5期	11月1日から同月30日まで
第6期	12月1日から同月25日まで
第7期	翌年1月1日から同月31日まで
第8期	翌年2月1日から同月末日まで

但し、納期限が土曜日、日曜日又は休日当たる時は、その翌日をもって納期限とする。

特 別 徴 収

特 第 1 期	4月 年金支給日
特 第 2 期	6月 年金支給日
特 第 3 期	8月 年金支給日
特 第 4 期	10月 年金支給日
特 第 5 期	12月 年金支給日
特 第 6 期	翌年2月 年金支給日

国民健康保険税の減額

主な軽減・減免制度

- ①低所得世帯に係る軽減
- ②非自発的失業者に係る軽減
- ③特定世帯及び特定継続世帯に係る軽減（後期高齢者医療制度の創設に伴う激変緩和措置）
- ④被用者保険旧被扶養者に係る減免（後期高齢者医療制度の創設に伴う激変緩和措置）
- ⑤未就学児（小学校入学前の児童）に係る均等割額の軽減
- ⑥出産被保険者に係る産前産後期間の所得割額と均等割額の軽減

①低所得世帯に係る軽減

一定基準以下の低所得世帯に対して、国民健康保険税の平等割額および均等割額を次のとおり軽減する。

世帯主と世帯の被保険者、 特定同一世帯所属者の 前年中の総所得金額等の合算額	軽減 割合	区分		軽減前	軽減後
43 万円以下	7 割	基礎分	平等割	29,200 円	8,760 円
			均等割	22,200 円	6,660 円
		後期支援分	均等割	7,000 円	2,100 円
		介護分	均等割	14,400 円	4,320 円
43 万円 + 29 万 5 千円 × (国保加入者および特定 同一世帯所属者数) 以下	5 割	基礎分	平等割	29,200 円	14,600 円
			均等割	22,200 円	11,100 円
		後期支援分	均等割	7,000 円	3,500 円
		介護分	均等割	14,400 円	7,200 円
43 万円 + 54 万 5 千円 × (国保加入者および特定 同一世帯所属者数) 以下	2 割	基礎分	平等割	29,200 円	23,360 円
			均等割	22,200 円	17,760 円
		後期支援分	均等割	7,000 円	5,600 円
		介護分	均等割	14,400 円	11,520 円

※世帯主、国保加入者及び特定同一世帯所属者のうち、給与所得金額又は年金雑所得がある方が2名以上の場合には、上記金額から

(世帯主、国保加入者及び特定同一世帯所属者のうち、給与所得又は公的年金等雑所得のある合計人数－1) × 10 万円

の金額が変更後の軽減基準金額にそれぞれ上乗せされます。

②非自発的失業者に係る軽減

平成 21 年 3 月 31 日以降に「非自発的失業者」となった被保険者については、申告により、国民健康保険税を、最長 2 年間、前年給与所得を 30/100 として算定する。「非自発的失業者」とは、雇用保険の「特定受給資格者」及び「特定理由離職者」をいう。

③特定世帯及び特定継続世帯に係る軽減（後期高齢者医療制度の創設に伴う激変緩和措置）

被保険者が 1 人だけの世帯のうち、「特定同一世帯所属者」（後期高齢者医療制度の適用により国民健康保険被保険者資格を喪失した方で、喪失日以降も継続して同一の世帯主のもと

で同一の世帯に属する方)がいる世帯を、5年間に限り「特定世帯」とし、平等割額を2分の1に減額する。

また、特定世帯の期間を満了し、なお被保険者が1人だけで当該特定同一世帯所属者がいる世帯は、続く3年間に限り、「特定継続世帯」として平等割額を4分の1に軽減する。

④被用者保険旧被扶養者に係る減免（後期高齢者医療制度の創設に伴う激変緩和措置）

- 1 国民健康保険の被保険者資格を取得した日に65歳以上である
- 2 国民健康保険の被保険者資格を取得した日の前日に被用者保険（社会保険、共済等）の被扶養者であった
- 3 国民健康保険の被保険者資格を取得した日の前日に扶養関係にあった被用者保険の加入者本人が、その翌日に後期高齢者医療被保険者となった

以上の条件を全て満たす方（被用者保険旧被扶養者）について、申請に基づき、次のとおり国民健康保険税の減免を行なう。

但し、(1) (2)については、国民健康保険適用開始後24か月のみの適用となり、国民健康保険適用開始後25か月以降については(1) (2)の適用はしない。

- (1) 旧被扶養者の均等割額を5割（低所得世帯2割軽減適用の場合は3割）減免
- (2) その世帯の被保険者が、旧被扶養者一人だけの場合は、平等割額を5割減免（低所得軽減の7割および5割軽減適用世帯の場合は、(1) (2)は適用しない。）
- (3) 旧被扶養者の所得割額を10割減免

⑤未就学児（小学校入学前の児童）に係る均等割額の軽減

被保険者における未就学児（小学校入学前の児童）の均等割額を2分の1軽減する。

所得の少ない世帯における軽減（7割・5割・2割）が適用されている場合は、その割合を軽減した上で、さらに均等割額の2分の1を軽減する。

世帯所得による 軽減割合	基礎分均等割額		支援分均等割額	
	適用前	適用後	適用前	適用後
7割軽減	6,660円	3,330円	2,100円	1,050円
5割軽減	11,100円	5,550円	3,500円	1,750円
2割軽減	17,760円	8,880円	5,600円	2,800円
軽減なし	22,200円	11,100円	7,000円	3,500円

⑥出産被保険者に係る産前産後期間の所得割額と均等割額の軽減

佐倉市の国民健康保険加入者のうち、令和5年11月1日以降に出産した（又は出産予定の）被保険者の所得割額と均等割額が対象。

出産した（又は出産予定）月の前月から、出産した（又は出産予定）月の翌々月までの計4ヶ月間。

※多胎妊娠・出産の場合は、出産した（又は出産予定）月の3ヶ月前から、出産した（又は出産予定）月の翌々月までの計6ヶ月間。

※制度開始となった令和6年1月分から対象。

所得の少ない世帯における軽減（7割・5割・2割）が適用されている場合は、その割合を軽減した上で、対象期間に係る所得割額と均等割額を軽減する。

納付方法

- ① 銀行等から口座振替による納付
- ② 年金からの特別徴収（年金からの天引き）
- ③ 納付書での納付（金融機関窓口、コンビニエンスストア、各出張所窓口等）

(2) 国民健康保険税賦課割合及び保険税率状況

(各年度末)

年 度	区 分	保 險 税 率			保 險 税 賦 課 割 合			限 度 額 円
					応能割額 %		応益割額 %	
		所得割%	均等割 円	平等割 円	所得割	均等割	平等割	
元	医療	6.30	21,000	28,000	51.76	48.24		580,000
					51.76	26.37	21.87	
	支援	2.00	5,000	—	72.56	27.44		190,000
					72.56	27.44	—	
	介護	1.20	11,000	—	46.66	53.34		160,000
					46.66	53.34	—	
2	医療	6.30	21,000	28,000	52.70	47.30		610,000
					52.70	25.81	21.49	
	支援	2.00	5,000	—	73.22	26.78		190,000
					73.22	26.78	—	
	介護	1.20	11,000	—	47.59	52.41		160,000
					47.59	52.41	—	
3	医療	6.30	21,000	28,000	52.53	47.47		630,000
					52.53	25.76	21.71	
	支援	2.00	5,000	—	73.14	26.86		190,000
					73.14	26.86	—	
	介護	1.20	11,000	—	47.34	52.66		170,000
					47.34	52.66	—	
4	医療	6.30	21,000	28,000	52.27	47.73		650,000
					52.27	25.67	22.06	
	支援	2.00	5,000	—	73.10	26.90		200,000
					73.10	26.90	—	
	介護	1.20	11,000	—	47.75	52.25		170,000
					47.75	52.25	—	
5	医療	6.30	21,000	28,000	51.46	48.54		650,000
					51.46	25.89	22.65	
	支援	2.00	5,000	—	72.67	27.33		200,000
					72.67	27.33	—	
	介護	1.20	11,000	—	47.21	52.79		170,000
					47.21	52.79	—	

(3) 国民健康保険税の軽減世帯状況

年度	区分	総 数	7 割 軽 減		5 割 軽 減		2 割 軽 減		合 計		保険基盤安定負担金
		世帯総数	世帯	金 額	世帯	金 額	世帯数	金 額	世帯数	金 額	
		被保険者総数	被保険		被保険者		被保険者		被保険者		
30	医療	25,556	7,188	272,562,500	3,205	98,619,500	3,717	44,892,400	14,110	416,074,400	439,003,500
		39,945	9,215		5,539		6,404		21,158		
	支援	25,556	7,188	32,252,500	3,205	13,847,500	3,717	6,404,000	14,110	52,504,000	
		39,945	9,215		5,539		6,404		21,158		
	介護	9,881	2,754	23,138,500	1,240	8,057,500	1,199	3,108,600	5,193	34,304,600	
		11,513	3,005		1,465		1,413		5,883		
元	医療	25,491	6,682	252,923,300	3,238	98,409,500	3,665	44,177,000	13,585	395,509,800	436,065,400
		39,379	8,538		5,488		6,292		20,318		
	支援	25,491	6,682	29,883,000	3,238	13,720,000	3,665	6,292,000	13,585	49,895,000	
		39,379	8,538		5,488		6,292		20,318		
	介護	9,851	2,669	22,222,200	1,255	8,085,000	1,168	3,033,800	5,092	33,341,000	
		11,386	2,886		1,470		1,379		5,735		
2	医療	24,941	6,744	253,648,500	3,212	96,376,000	3,583	42,770,000	13,539	392,794,500	440,144,200
		38,097	8,524		5,360		6,059		19,943		
	支援	24,941	6,744	29,834,000	3,212	13,400,000	3,583	6,059,000	13,539	49,293,000	
		38,097	8,524		5,360		6,059		19,943		
	介護	9,675	2,827	23,600,500	1,224	7,881,500	1,122	2,886,400	5,173	34,368,400	
		11,132	3,065		1,433		1,312		5,810		
4	医療	24,165	7,142	267,466,500	3,223	94,409,000	3,443	40,579,000	13,808	402,454,500	438,569,300
		36,245	8,930		5,200		5,717		19,847		
	支援	24,165	7,142	31,255,000	3,223	13,000,000	3,443	5,717,000	13,808	49,972,000	
		36,245	8,930		5,200		5,717		19,847		
	介護	9,400	2,945	24,447,500	1,229	7,870,500	1,083	2,791,800	5,257	35,109,800	
		10,785	3,175		1,431		1,269		5,857		
5	医療	23,121	7,259	271,229,700	3,112	90,468,000	3,297	38,164,000	13,668	399,861,700	432,153,600
		33,998	9,043		4,959		5,363		19,365		
	支援	23,121	7,259	31,650,500	3,112	12,397,500	3,297	5,363,000	13,668	49,411,000	
		33,998	9,043		4,959		5,363		19,365		
	介護	9,082	3,034	25,402,300	1,218	7,733,000	996	2,521,200	5,248	35,656,500	
		10,337	3,299		1,406		1,146		5,851		

(4) 国民健康保険税の収納状況 ①

現年度:5月/末 過年度:3月/末時点(単位:円)

年度	現 年 度 分					滞 納 繰 越 分			不納欠損額	調定額合計 ⑤=①+③	収入額合計 ⑥=②+④	収入率 合 計 (⑥/⑤) %
	調定額 ①	世帯当 り調定額	1人当 り調定額	収入額 ②	収入率 (②/①) %	調定額 ③	収入額 ④	収入率 (④/③) %				
26	4,686,575,600	161,029	93,690	4,264,836,756	91.00	3,031,149,223	422,937,700	13.95	183,936,981	7,717,724,823	4,687,774,456	60.74
27	4,551,432,300	157,418	93,092	4,135,124,109	90.85	2,825,202,386	419,021,489	14.83	205,592,428	7,376,634,686	4,554,145,598	61.74
28	4,345,528,400	154,031	92,879	3,982,259,358	91.64	2,576,928,433	387,671,726	15.04	190,946,817	6,922,456,833	4,369,931,084	63.13
29	4,099,450,200	150,682	92,832	3,736,043,744	91.14	2,354,087,658	347,263,520	14.75	113,567,376	6,453,537,858	4,083,307,264	63.27
30	3,921,104,900	147,922	92,619	3,567,496,911	90.98	2,248,569,496	310,389,052	13.80	104,961,376	6,169,674,396	3,877,885,963	62.85
元	3,754,418,000	145,098	92,262	3,429,114,265	91.34	2,170,782,844	293,656,947	13.53	124,874,888	5,925,200,844	3,722,771,212	62.83
2	3,703,885,500	144,519	93,053	3,393,392,628	91.62	2,059,979,783	304,134,415	14.76	98,046,654	5,763,865,283	3,697,527,043	64.15
3	3,648,963,700	143,745	93,513	3,385,068,700	92.77	1,939,356,023	288,922,485	14.90	166,409,909	5,588,319,723	3,673,991,185	65.74
4	3,497,506,800	141,508	93,404	3,248,595,258	92.88	1,728,712,758	255,841,033	14.80	85,701,865	5,226,219,558	3,504,436,291	67.05
5	3,206,166,800	134,951	90,803	3,000,620,023	93.59	1,617,164,479	234,566,236	14.50	78,191,900	4,823,331,279	3,235,186,259	67.07

(4) 国民健康保険税の収納状況 ②-1

(時点：現年度:5月末 過年度:3月末) (単位：円)

年度	区 分		調 定 額 ①	収 入 額 ②	未 済 額	収入率(②/①) %
26	現 年 度	医療一般	3,338,924,890	3,031,480,342	307,444,548	90.79
		支援一般	806,286,870	736,368,243	69,918,627	91.33
		介護一般	244,968,241	208,418,048	36,550,193	85.08
		医療退職	199,936,607	194,594,323	5,342,284	97.33
		支援退職	51,238,157	49,956,573	1,281,584	97.50
		介護退職	45,220,835	44,019,227	1,201,608	97.34
		合 計	4,686,575,600	4,264,836,756	421,738,844	91.00
	過 年 度	医療一般	2,367,785,763	323,910,170	2,043,875,593	13.68
		支援一般	338,030,634	54,503,376	283,527,258	16.12
		介護一般	244,080,303	32,930,362	211,149,941	13.49
		医療退職	63,300,999	8,807,813	54,493,186	13.91
		支援退職	8,378,986	1,325,247	7,053,739	15.82
		介護退職	9,572,538	1,460,732	8,111,806	15.26
		合 計	3,031,149,223	422,937,700	2,608,211,523	13.95
27	現 年 度	医療一般	3,293,938,846	2,989,108,882	304,829,964	90.75
		支援一般	806,344,140	736,169,082	70,175,058	91.30
		介護一般	250,237,425	213,532,902	36,704,523	85.33
		医療退職	135,263,613	132,499,912	2,763,701	97.96
		支援退職	34,898,751	33,907,450	991,301	97.16
		介護退職	30,749,525	29,905,881	843,644	97.26
		合 計	4,551,432,300	4,135,124,109	416,308,191	90.85
	過 年 度	医療一般	2,180,482,795	318,433,939	1,862,048,856	14.60
		支援一般	339,119,567	55,582,535	283,537,032	16.39
		介護一般	231,874,217	32,464,228	199,409,989	14.00
		医療退職	56,207,723	9,681,922	46,525,801	17.23
		支援退職	8,417,565	1,269,995	7,147,570	15.09
		介護退職	9,100,519	1,588,870	7,511,649	17.46
		合 計	2,825,202,386	419,021,489	2,406,180,897	14.83
28	現 年 度	医療一般	3,210,019,570	2,948,901,652	261,117,918	91.87
		支援一般	789,274,139	723,643,937	65,630,202	91.68
		介護一般	240,839,562	207,561,869	33,277,693	86.18
		医療退職	70,869,976	68,685,500	2,184,476	96.92
		支援退職	18,275,915	17,732,215	543,700	97.03
		介護退職	16,249,238	15,734,185	515,053	96.83
		合 計	4,345,528,400	3,982,259,358	363,269,042	91.64
	過 年 度	医療一般	1,966,371,121	289,830,962	1,676,540,159	14.74
		支援一般	332,670,239	53,786,798	278,883,441	16.17
		介護一般	216,475,236	32,099,123	184,376,113	14.83
		医療退職	45,762,561	8,619,758	37,142,803	18.84
		支援退職	7,864,795	1,704,758	6,160,037	21.68
		介護退職	7,784,481	1,630,327	6,154,154	20.94
		合 計	2,576,928,433	387,671,726	2,189,256,707	15.04
29	現 年 度	医療一般	3,065,765,739	2,798,939,197	266,826,542	91.30
		支援一般	756,320,487	691,594,969	64,725,518	91.44
		介護一般	225,597,076	194,319,631	31,277,445	86.14
		医療退職	34,663,052	34,478,960	184,092	99.47
		支援退職	9,193,322	9,146,274	47,048	99.49
		介護退職	7,910,524	7,564,713	345,811	95.63
		合 計	4,099,450,200	3,736,043,744	363,406,456	91.14
	過 年 度	医療一般	1,783,632,974	264,237,473	1,519,395,501	14.81
		支援一般	322,566,753	47,927,266	274,639,487	14.86
		介護一般	199,515,259	25,945,118	173,570,141	13.00
		医療退職	35,865,007	6,547,724	29,317,283	18.26
		支援退職	6,300,542	1,342,219	4,958,323	21.30
		介護退職	6,207,123	1,263,720	4,943,403	20.36
		合 計	2,354,087,658	347,263,520	2,006,824,138	14.75
30	現 年 度	医療一般	2,957,120,404	2,699,233,276	257,887,128	91.28
		支援一般	729,678,949	665,469,281	64,209,668	91.20
		介護一般	218,346,985	187,393,062	30,953,923	85.82
		医療退職	10,852,369	10,598,493	253,876	97.66
		支援退職	2,831,578	2,762,237	69,341	97.55
		介護退職	2,274,615	2,040,562	234,053	89.71
		合 計	3,921,104,900	3,567,496,911	353,607,989	90.98
	過 年 度	医療一般	1,696,936,571	231,427,557	1,465,509,014	13.64
		支援一般	319,775,005	47,201,650	272,573,355	14.76
		介護一般	192,385,567	25,384,073	167,001,494	13.19
		医療退職	29,269,865	4,535,598	24,734,267	15.50
		支援退職	5,130,145	949,117	4,181,028	18.50
		介護退職	5,072,343	891,057	4,181,286	17.57
		合 計	2,248,569,496	310,389,052	1,938,180,444	13.80

(4) 国民健康保険税の収納状況 ②-2

年度	区 分		調定額 ①	収入額 ②	未済額	収入率(②/
元	現 年 度	医療一般	2,847,267,887	2,608,787,850	238,480,037	91.62
		支援一般	695,952,020	637,332,532	58,619,488	91.58
		介護一般	209,509,850	181,362,055	28,147,795	86.56
		医療退職	1,190,811	1,170,450	20,361	98.29
		支援退職	251,815	242,385	9,430	96.26
		介護退職	245,617	218,993	26,624	89.16
		合 計	3,754,418,000	3,429,114,265	325,303,735	91.34
	過 年 度	医療一般	1,630,853,589	217,851,163	1,413,002,426	13.36
		支援一般	319,531,490	46,815,665	272,715,825	14.65
		介護一般	188,559,944	24,355,047	164,204,897	12.92
		医療退職	23,626,301	3,316,256	20,310,045	14.04
		支援退職	4,141,649	700,046	3,441,603	16.90
		介護退職	4,069,871	618,770	3,451,101	15.20
		合 計	2,170,782,844	293,656,947	1,877,125,897	13.53
2	現 年 度	医療一般	2,813,324,500	2,585,990,319	227,334,181	91.92
		支援一般	684,402,275	627,946,216	56,456,059	91.75
		介護一般	206,138,100	179,435,468	26,702,632	87.05
		医療退職	14,800	14,800	0	100.00
		支援退職	3,125	3,125	0	100.00
		介護退職	2,700	2,700	0	100.00
		合 計	3,703,885,500	3,393,392,628	310,492,872	91.62
	過 年 度	医療一般	1,544,114,022	226,322,480	1,317,791,542	14.66
		支援一般	312,597,383	49,450,585	263,146,798	15.82
		介護一般	180,402,385	24,820,017	155,582,368	13.76
		医療退職	17,214,459	2,681,945	14,532,514	15.58
		支援退職	2,778,039	436,577	2,341,462	15.72
		介護退職	2,873,495	422,811	2,450,684	14.71
		合 計	2,059,979,783	304,134,415	1,755,845,368	14.76
3	現 年 度	医療一般	2,773,050,134	2,579,609,829	193,440,305	93.02
		支援一般	672,791,020	624,667,457	48,123,563	92.85
		介護一般	203,122,546	180,791,414	22,331,132	89.01
		医療退職	0	0	0	0.00
		支援退職	0	0	0	0.00
		介護退職	0	0	0	0.00
		合 計	3,648,963,700	3,385,068,700	263,895,000	92.77
	過 年 度	医療一般	1,451,774,540	215,829,174	1,235,945,366	14.87
		支援一般	299,254,105	46,334,641	252,919,464	15.48
		介護一般	171,491,504	24,426,684	147,064,820	14.24
		医療退職	12,835,592	1,856,405	10,979,187	14.46
		支援退職	1,943,122	222,982	1,720,140	11.48
		介護退職	2,057,160	252,599	1,804,561	12.28
		合 計	1,939,356,023	288,922,485	1,650,433,538	14.90
4	現 年 度	医療一般	2,654,491,602	2,473,383,310	181,108,292	93.18
		支援一般	644,811,144	598,713,988	46,097,156	92.85
		介護一般	198,204,054	176,497,960	21,706,094	89.05
		医療退職	0	0	0	0.00
		支援退職	0	0	0	0.00
		介護退職	0	0	0	0.00
		合 計	3,497,506,800	3,248,595,258	248,911,542	92.88
	過 年 度	医療一般	1,294,916,106	191,752,364	1,103,163,742	14.81
		支援一般	272,975,242	41,360,107	231,615,135	15.15
		介護一般	153,148,757	21,470,953	131,677,804	14.02
		医療退職	6,117,356	1,029,189	5,088,167	16.82
		支援退職	717,801	104,922	612,879	14.62
		介護退職	837,496	123,498	713,998	14.75
		合 計	1,728,712,758	255,841,033	1,472,871,725	14.80
5	現 年 度	医療一般	2,436,550,824	2,286,123,999	150,426,825	93.83
		支援一般	588,992,476	551,092,107	37,900,369	93.57
		介護一般	180,623,500	163,403,917	17,219,583	90.47
		医療退職	0	0	0	0.00
		支援退職	0	0	0	0.00
		介護退職	0	0	0	0.00
		合 計	3,206,166,800	3,000,620,023	205,546,777	93.59
	過 年 度	医療一般	1,208,691,134	175,408,430	1,033,282,704	14.51
		支援一般	258,850,189	38,787,288	220,062,901	14.98
		介護一般	144,847,048	19,730,756	125,116,292	13.62
		医療退職	3,593,356	501,032	3,092,324	13.94
		支援退職	586,128	68,733	517,395	11.73
		介護退職	596,624	69,997	526,627	11.73
		合 計	1,617,164,479	234,566,236	1,382,598,243	14.50

(5) 国民健康保険税の徴収方法別収納状況

(単位 : 千円)

年度	自 主 納 付 等 (窓口納付等)				口 座 振 替					特 別 徴 収				合 計		
	世帯数	調定額	調定構成比	収入率	世帯数	調定額	調定構成比	収入率	加入率	世帯数	調定額	調定構成比	収入率	世帯数	調定額	収入率
		収入額	収入構成比			収入額	収入構成比				収入額	収入構成比				
25	16,115 件	2,504,527	51.99%	83.02%	8,533 件	1,742,404	36.17%	97.09%	29.33%	4,443 件	570,044	11.83%	100.00%	29,091 件	4,816,975	90.12%
		2,079,252	47.90%			1,691,743	38.97%				570,044	13.13%			4,341,039	
26	13,996 件	2,407,513	51.37%	84.45%	8,712 件	1,667,036	35.57%	97.16%	29.75%	6,574 件	612,027	13.06%	100.00%	29,282 件	4,686,576	91.00%
		2,033,109	47.67%			1,619,701	37.98%				612,027	14.35%			4,264,837	
27	13,189 件	2,351,489	51.66%	84.27%	8,441 件	1,575,562	34.62%	97.05%	29.56%	6,925 件	624,381	13.72%	100.00%	28,555 件	4,551,432	90.85%
		1,981,678	47.92%			1,529,067	36.98%				624,381	15.10%			4,135,124	
28	12,552 件	2,253,176	51.85%	85.72%	7,948 件	1,466,981	33.76%	97.17%	28.90%	7,004 件	625,371	14.39%	100.00%	27,504 件	4,345,528	91.64%
		1,931,471	48.50%			1,425,417	35.79%				625,371	15.70%			3,982,259	
29	11,634 件	2,105,900	51.37%	86.08%	7,994 件	1,364,214	33.28%	94.84%	29.97%	7,047 件	629,336	15.35%	100.00%	26,675 件	4,099,450	91.14%
		1,812,840	48.52%			1,293,867	34.63%				629,336	16.84%			3,736,043	
30	11,269 件	2,071,801	52.84%	84.58%	7,884 件	1,235,724	31.51%	97.24%	30.23%	6,926 件	613,579	15.65%	100.00%	26,079 件	3,921,104	90.98%
		1,752,342	49.12%			1,201,575	33.68%				613,579	17.20%			3,567,496	
元	11,405 件	2,000,458	53.28%	85.32%	7,569 件	1,139,767	30.36%	97.22%	29.62%	6,582 件	614,193	16.36%	100.00%	25,556 件	3,754,418	91.34%
		1,706,843	49.78%			1,108,078	32.31%				614,193	17.91%			3,429,114	
2	11,675 件	1,996,279	53.90%	85.52%	7,179 件	1,082,299	29.22%	98.02%	28.16%	6,637 件	625,308	16.88%	100.00%	25,491 件	3,703,886	91.62%
		1,707,201	50.31%			1,060,884	31.26%				625,308	18.43%			3,393,393	
3	11,932 件	1,982,037	54.32%	87.89%	7,107 件	1,063,495	29.15%	97.75%	27.88%	6,452 件	603,433	16.54%	100.00%	25,491 件	3,648,964	92.77%
		1,742,017	51.46%			1,039,619	30.71%				603,433	17.83%			3,385,069	
4	12,763 件	1,941,947	55.52%	88.44%	6,922 件	1,009,105	28.85%	97.58%	27.40%	5,580 件	546,455	15.62%	100.00%	25,265 件	3,497,507	92.88%
		1,717,407	52.87%			984,733	30.31%				546,455	16.82%			3,248,595	
5	12,688 件	1,777,570	55.44%	89.59%	6,591 件	922,342	28.77%	97.77%	26.63%	5,471 件	506,256	15.79%	100.00%	24,750 件	3,206,167	93.59%
		1,592,564	53.07%			901,801	30.05%				506,256	16.87%			3,000,620	

8 後期高齢者医療制度

(1) 後期高齢者医療制度のあゆみ

年	月	事 項
H18.	6	健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健制度が改められ、平成 20 年 4 月から、「後期高齢者医療制度」が創設される
19.	1	すべての市町村が加入する千葉県で初めての広域連合として「千葉県後期高齢者医療広域連合」が発足される
20.	4	「後期高齢者医療制度」が始まる 老人医療班から高齢者医療班に改称し、後期高齢者医療制度の担当となる
22.	4	後期高齢者医療保険料所得割率が 7.12%から 7.29%に改正される
24.	4	後期高齢者医療保険料の賦課上限額 50 万円から 55 万円へ変更される 被保険者の外来に係る現物給付化の実施 「限度額適用認定証」を医療機関の窓口に提示することにより、外来時の窓口での支払が自己負担限度額までとなる 佐倉市にて、人間ドックの経費の 2 分の 1 以内の額で、1 万円を上限に助成を開始する
26.	4	後期高齢者医療制度の保険料率が改正される 均等割額 37,400 円から 38,700 円、所得割 7.29%から 7.43%、 賦課上限額 55 万から 57 万円
	8	後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の算定基準が改正される
27.	4	低所得者に対する保険料軽減対象が拡大される(5 割軽減・2 割軽減の対象者拡大)
28.	1	佐倉市にて、脳ドックの経費の 2 分の 1 以内の額で、1 万円を上限に助成を開始する
	4	後期高齢者医療制度の保険料率が改正される 均等割額 38,700 円から 40,400 円、所得割 7.43%から 7.93%、 賦課上限額は据え置き 低所得者に対する保険料軽減対象が拡大される(5 割軽減・2 割軽減の対象者拡大) 後期高齢者医療の食事療養標準負担額の算定基準が改正される

年	月	事 項
29.	4	低所得者に対する保険料軽減対象が拡大される(5割軽減・2割軽減の対象者拡大)
30.	4	後期高齢者医療制度の保険料率が改訂される 均等割額 40,400 円から 41,000 円、所得割 7.93%から 7.89%、 賦課上限額は 57 万から 62 万円 低所得者に対する保険料軽減対象が拡大される(5割軽減・2割軽減の対象者拡大)
31.	4	低所得者及び旧被扶養者に対する軽減措置が変更される 5割軽減・2割軽減の対象者拡大。低所得者に対する 9割軽減→8.5割に変更 旧被扶養者の均等割軽減率が 5割→資格所得後 2 年間のみ 5割に変更
R2.	4	後期高齢者医療制度の保険料率が改正される 均等割額 41,000 円から 43,400 円、所得割 7.89%から 8.39%、 賦課上限額は 62 万から 64 万円 5割軽減・2割軽減の対象者拡大。低所得者に対する 8.5割軽減→7.75割に変更
3.	4	低所得者に対する 7.75割軽減→7割に変更
4.	4	後期高齢者医療制度の賦課上限額 64 万円→66 万円に変更
	10	後期高齢者医療制度の負担割合が改正される 一定所得者に対して 2割負担の導入
5.	4	低所得者に対する保険料軽減対象が拡大される(5割軽減・2割軽減の対象者拡大)
6.	4	後期高齢者医療制度の保険料率が改正される 均等割額 43,400 円から 43,800 円、所得割 8.39%から 9.11%、 賦課上限額は 66 万から 80 万円 5割軽減・2割軽減の対象者拡大。 短期人間ドック助成の上限額 1 万円を 1 万 5 千円へ変更される

年	月	事 項
6.	6	入院時食事代の自己負担額の改正 標準負担額 460 円を 490 円に変更、 市民税非課税世帯は 210 円を 230 円、160 円を 180 円、100 円を 110 円に変更
	12	被保険者証の新規発行終了

(2) 後期高齢者医療制度の加入状況

①佐倉市の状況

年 度	佐倉市の人口	被保険者数 (年度末)	加 入 割 合	被保険者数 (年間平均)
23	178,187 人	16,497 人	9.26%	16,014 人
24	177,740 人	17,500 人	9.85%	17,050 人
25	177,723 人	18,398 人	10.35%	17,935 人
26	177,411 人	19,309 人	10.88%	18,813 人
27	176,976 人	20,586 人	11.63%	19,956 人
28	176,518 人	22,103 人	12.52%	21,367 人
29	176,059 人	23,557 人	13.38%	22,853 人
30	175,476 人	25,307 人	14.42%	24,444 人
元	174,695 人	26,432 人	15.13%	25,944 人
2	173,216 人	27,107 人	15.65%	26,830 人
3	171,747 人	28,358 人	16.51%	27,649 人
4	171,037 人	30,198 人	17.66%	29,394 人
5	169,930 人	31,809 人	18.72%	31,024 人

②千葉県後期高齢者医療広域連合の状況（年度末）

年 度	被保険者数 (千葉県)	被保険者数 (佐倉市)	割 合
23	588,319 人	16,497 人	2.80%
24	616,555 人	17,500 人	2.84%
25	637,983 人	18,398 人	2.88%
26	664,633 人	19,309 人	2.91%
27	698,105 人	20,586 人	2.95%
28	736,850 人	22,103 人	3.00%
29	772,189 人	23,557 人	3.05%
30	812,208 人	25,307 人	3.12%
元	838,986 人	26,432 人	3.15%
2	849,761 人	27,107 人	3.19%
3	880,108 人	28,358 人	3.22%
4	925,982 人	30,198 人	3.26%
5	962,967 人	31,809 人	3.30%

(3) 後期高齢者医療制度保険料の状況

①保険料率の状況

年 度	均等割	所得割	課税限度額
平成 22・23 年度	37,400 円	7.29%	500,000 円
平成 24・25 年度	37,400 円	7.29%	550,000 円
平成 26・27 年度	38,700 円	7.43%	570,000 円
平成 28・29 年度	40,400 円	7.93%	570,000 円
平成 30・31 年度	41,000 円	7.89%	620,000 円
令和 2・3 年度	43,400 円	8.39%	640,000 円
令和 4・5 年度	43,400 円	8.39%	660,000 円
令和 6・7 年度	43,800 円	9.11%	800,000 円

②保険料の収納状況

年 度	調 定 額	収 入 額	欠 損 額	未 済 額	収入率
23	1,173,176,250 円	1,150,854,200 円	3,740,350 円	18,581,700 円	98.10%
24	1,252,603,000 円	1,231,900,500 円	4,445,700 円	16,256,800 円	98.35%
25	1,320,377,000 円	1,298,608,700 円	3,472,000 円	18,296,300 円	98.35%
26	1,432,142,300 円	1,407,772,460 円	3,096,700 円	21,273,540 円	98.30%
27	1,495,331,140 円	1,472,033,640 円	4,285,200 円	19,012,300 円	98.44%
28	1,693,090,700 円	1,668,541,600 円	3,258,500 円	21,290,600 円	98.55%
29	1,839,385,200 円	1,813,372,000 円	3,106,700 円	22,906,500 円	98.59%
30	2,007,770,100 円	1,980,246,430 円	3,224,400 円	24,299,270 円	98.63%
元	2,157,814,370 円	2,125,194,470 円	3,418,000 円	29,201,900 円	98.49%
2	2,387,168,300 円	2,355,899,400 円	5,835,600 円	25,433,300 円	98.69%
3	2,427,107,400 円	2,400,015,500 円	4,074,800 円	23,017,100 円	98.88%
4	2,609,358,100 円	2,581,125,522 円	3,355,400 円	24,877,178 円	98.92%
5	2,743,083,478 円	2,711,429,877 円	2,815,500 円	28,838,101 円	98.85%

(4) 年度別後期高齢者医療特別会計の決算状況

[歳 入]

(単 位 : 円、構成比 : %)

区分・ 年度	後期高齢者医療 保険料		繰 入 金		繰 越 金		使用料手数料財産 収入・諸収入		歳 入 合 計	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
23	1,150,854,200	85.6	184,859,354	13.8	2,840,001	0.2	5,395,649	0.4	1,343,949,204	100
24	1,231,900,500	86.3	184,995,389	13.0	4,413,102	0.3	5,227,199	0.4	1,426,536,190	100
25	1,298,608,700	86.8	186,555,288	12.5	4,625,772	0.3	6,096,425	0.4	1,495,886,185	100
26	1,407,772,460	86.2	213,247,420	13.0	6,281,000	0.4	5,984,610	0.4	1,633,285,490	100
27	1,472,033,640	86.0	231,141,414	13.5	869,640	0.1	7,520,338	0.4	1,711,565,032	100
28	1,668,541,600	86.1	257,231,054	13.3	3,507,900	0.2	7,784,034	0.4	1,937,064,588	100
29	1,813,372,000	86.5	272,998,373	13.0	4,106,500	0.2	7,214,336	0.3	2,097,691,209	100
30	1,980,246,430	86.2	297,357,736	13.0	6,821,800	0.3	11,379,602	0.5	2,295,805,568	100
元	2,125,194,470	86.9	306,941,857	12.6	5,900,540	0.2	8,324,428	0.3	2,446,361,295	100
2	2,355,899,400	86.8	345,097,740	12.7	4,071,400	0.2	8,117,055	0.3	2,713,185,595	100
3	2,400,015,500	86.6	356,387,555	12.9	4,948,100	0.2	9,443,441	0.3	2,770,794,596	100
4	2,581,125,522	86.6	381,063,307	12.8	7,862,500	0.3	10,186,280	0.3	2,980,237,609	100
5	2,711,429,877	86.4	411,031,144	13.1	4,919,219	0.2	9,474,680	0.3	3,136,854,920	100

[歳 出]

(単 位 : 円、構成比 : %)

区分・ 年度	総 務 費		後期高齢者医療 広域連合納付金		諸支出金		歳 出 合 計		歳入歳出 差引残額
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	
23	18,920,045	1.4	1,317,563,857	98.4	3,052,200	0.2	1,339,536,102	100	4,413,102
24	13,921,483	1.0	1,404,466,335	98.8	3,522,600	0.2	1,421,910,418	100	4,625,772
25	8,590,986	0.6	1,477,344,599	99.2	3,669,600	0.2	1,489,605,185	100	6,281,000
26	9,842,302	0.6	1,619,391,748	99.2	3,181,800	0.2	1,632,415,850	100	869,640
27	11,647,744	0.7	1,693,103,088	99.1	3,306,300	0.2	1,708,057,132	100	3,507,900
28	10,587,026	0.5	1,917,239,462	99.2	5,131,600	0.3	1,932,958,088	100	4,106,500
29	11,339,237	0.5	2,075,516,172	99.3	4,014,000	0.2	2,090,869,409	100	6,821,800
30	15,844,456	0.7	2,270,314,572	99.1	3,746,000	0.2	2,289,905,028	100	5,900,540
元	13,128,658	0.5	2,424,705,737	99.3	4,455,500	0.2	2,442,289,895	100	4,071,400
2	14,320,076	0.5	2,689,516,619	99.3	4,400,800	0.2	2,708,237,495	100	4,948,100
3	12,893,780	0.5	2,744,012,516	99.3	6,025,800	0.2	2,762,932,096	100	7,862,500
4	14,517,364	0.5	2,954,905,626	99.3	5,895,400	0.2	2,975,318,390	100	4,919,219
5	16,074,001	0.5	3,106,765,830	99.3	4,885,700	0.2	3,127,725,531	100	9,129,389

（５）保健事業の状況

平成 20 年 4 月から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、75 歳以上を対象にした健康診査を実施している。

実施主体である後期高齢者医療広域連合からの受託業務として、佐倉市が実施している。

①後期高齢者医療制度の健康診査の実施状況

年度	対象者数	受診者数	受診率
23	14,708 人	2,734 人	18.59%
24	15,546 人	3,201 人	20.59%
25	15,910 人	3,609 人	22.68%
26	16,784 人	4,094 人	24.39%
27	17,707 人	4,736 人	26.75%
28	18,868 人	5,123 人	27.15%
29	20,527 人	5,728 人	27.90%
30	21,900 人	6,317 人	28.84%
元	23,350 人	6,455 人	27.64%
2	24,415 人	5,921 人	24.25%
3	25,224 人	6,322 人	25.06%
4	26,106 人	7,103 人	27.21%
5	27,937 人	7,605 人	27.22%

② 人間ドック助成事業

開始・・・平成 24 年 4 月から実施（脳ドックは平成 28 年 1 月から実施）

対象・・・人間ドック受検日に佐倉市の後期高齢者医療制度被保険者である方

年度	助成対象者数 (年間平均)	助成利用者数	助成 利用率
25	17,935 人	125 人	0.70%
26	18,813 人	186 人	0.99%
27	19,956 人	321 人（短期人間ドック 243 人、脳ドック 78 人）	1.61%
28	21,367 人	438 人（短期人間ドック 308 人、脳ドック 130 人）	2.05%
2	22,853 人	451 人（短期人間ドック 346 人、脳ドック 105 人）	1.97%
30	24,444 人	508 人（短期人間ドック 404 人、脳ドック 104 人）	2.08%
元	25,944 人	564 人（短期人間ドック 453 人、脳ドック 111 人）	2.17%
2	26,830 人	465 人（短期人間ドック 371 人、脳ドック 94 人）	1.73%
3	27,649 人	644 人（短期人間ドック 501 人、脳ドック 143 人）	2.33%
4	29,394 人	749 人（短期人間ドック 592 人、脳ドック 157 人）	2.55%
5	31,024 人	889 人（短期人間ドック 719 人、脳ドック 170 人）	2.87%

このページは空白です。

「佐倉市の国民健康保険」《令和5年度版》

令和7年3月発行

佐倉市 市民部 健康保険課

財政部 債権管理課

千葉県佐倉市海隣寺町97番地

TEL：043（484）1111

E-mail：kenkouhoken@city.sakura.lg.jp